



賀川豊彦と JA共済の軌跡

一般社団法人

JA共済総合研究所

共済総研レポート別冊の刊行にあたって

一般社団法人 J A 共済総合研究所 専務理事 永吉 直人

本冊は、『共済総研レポート』No. 152（2017年8月）からNo. 155（2018年2月）まで4回にわたり連載した「賀川豊彦とJ A 共済の軌跡」の合本です。この連載は、J A 共済連O Bであり、現在、賀川豊彦記念松沢資料館嘱託講師和田武広氏が2015年10月に発行した「J A 共済の源流をたずねて－賀川豊彦とJ A 共済－」をベースに、和田氏に再作成いただいたものです。

社会評論家の大宅壮一は、賀川豊彦の追悼文で、「明治、大正、昭和の三代を通じて、日本民族に最も大きな影響を与えた人物ベスト・テンを選んだ場合、その中に必ず入るのは賀川豊彦である。ベスト・スリーに入るかも知れない。西郷隆盛、伊藤博文、原敬、乃木希典、夏目漱石、西田幾太郎、湯川秀樹などと云う名前を思いつくままにあげて見ても、この人達の仕事の範囲はそう広くない。そこへ行くと我が賀川豊彦は、その出発点であり、到達点でもある宗教の面はいうまでもなく、現在文化のあらゆる分野に、その影響力が及んでいる。大衆の生活に即した新しい政治運動、社会運動、組合運動、農民運動、協同組合運動など、およそ運動と名のつくものの大部分は、賀川豊彦に源を発していると云っても、決して云いすぎではない。＜中略＞ 近代日本を代表する人物として、自信と誇りをもって世界に推挙しうる者を一人あげようと云うことになれば、私は少しもためらうことなく、賀川豊彦の名をあげるであろう。かつての日本に出たことはないし、今後も再生産不可能と思われる人物一、それは賀川豊彦先生である。」（『神はわが牧者－賀川豊彦の生涯と其の事業－』田中芳三編 イエスの友大阪支部）と記しています。ノーベル平和賞・文学賞の候補であった賀川豊彦は、まさに近代日本を代表する人物でした。

その賀川豊彦は、「保険というものは、その本質上どうしても協同組合化せらるべきものである」（賀川豊彦「新協同組合要論」、賀川豊彦全集第11巻収録 キリスト新聞社）として、協同組合の“核”としての協同組合保険（共済）の実現と発展に奮闘されました。共済事業に携わる役職員が、その「思い」を引き継ぐべく、本冊にて賀川豊彦の思想と実践を読み取っていただければ幸いです。

今回の連載においては、賀川豊彦記念松沢資料館、木崎村小作争議記念碑保存会、新潟市北区郷土博物館をはじめとした関係者にご協力いただきました。ご協力に対し心より御礼申し上げます。

J A 共済総合研究所は、今後とも共済事業等に役立つ情報を発信していきたいと考えます。

（平成30年2月記）

目 次

賀川豊彦と J A 共済の軌跡（第 1 回）

1. はじめに	1
2. 賀川豊彦と協同組合	2
3. 産組長年の悲願であった協同組合保険	3
4. 医療組合運動と国保産組代行運動	3
5. 勇気と自信を与えた『協同組合保険論』等の出版	4
6. 小説・散文詩で協同組合保険を啓発	5
7. 全国産組大会で協同組合保険実現を熱弁	6
8. 三保険会社買収計画の頓挫と共栄火災の設立	6

賀川豊彦と J A 共済の軌跡（第 2 回）

1. 協同組合保険法制化への「厚い壁」	8
2. 「次善の策」だった日本生命との提携	9
3. 農協法の成立と「共済規定」	9
4. 北海道に芽生えた農協共済	10
5. “多難の船出”となった農協共済	12
6. 九州における共済事業	12
7. 「中央」と「北海道」、二つの流れが合流へ	13
8. 「共済の松下村塾」で“火のでるような熱弁”	14

賀川豊彦と J A 共済の軌跡（第 3 回）

1. 賀川豊彦と農民組合運動	16
2. 木崎村小作争議と賀川豊彦	17
3. 「賀川の講演」と「錦の御旗」	23

賀川豊彦と J A 共済の軌跡（第 4 回）

1. 初の全国表彰式	25
2. 農協共済の飛躍的事業拡大	27
3. 各種協同組合共済事業創設と発展	29
4. 賀川の「遺言」	30
5. J A 共済の源流をたずねて	31
6. 賀川豊彦から受け継ぐもの	33

＜参考＞賀川豊彦と協同組合運動

1. 賀川豊彦の生涯	36
2. 賀川豊彦と協同組合運動	43
3. 賀川豊彦の略歴	47
4. 賀川豊彦関係資料所蔵施設の紹介	49

賀川豊彦と J A 共済の軌跡

賀川豊彦記念松沢資料館

嘱託講師 和田 武広

賀川豊彦とJA共済の軌跡（第1回）

目次

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1. はじめに | 6. 小説・散文詩で協同組合保険を啓発 |
| 2. 賀川豊彦と協同組合 | 7. 全国産組大会で協同組合保険実現を熱弁 |
| 3. 産組長年の悲願であった協同組合保険 | 8. 三保険会社買収計画の頓挫と共栄火災の設立 |
| 4. 医療組合運動と国保産組代行運動 | |
| 5. 勇気と自信を与えた『協同組合保険論』等の出版 | |

1. はじめに

2016（平成28）年11月30日、国連・ユネスコ無形文化遺産に「協同組合の思想と実践」が登録された。同時に登録された日本政府申請の「山・鉾・屋台行事」のようにマスコミでの華々しい報道はなかったが、ドイツ政府申請により登録された無形文化遺産の対象は、日本を含む世界の協同組合である。

世界に共通する協同組合の思想は、1995年のICA（国際協同組合同盟）大会で採択された「ICA協同組合原則」¹に集約されるが、この議論の契機となった「レイドロウ報告」は、「偉大な日本の指導者であり、社会改革者であった賀川は、協同組合運動を『友愛の経済学』（Brotherhood Economics）と呼んだ」²と、賀川豊彦の見地を紹介している。

「ICA協同組合原則」は、その「価値」に「創設者たちの伝統を受け継ぎ」と謳っている。昨今の「農協改革」議論などJA系統組織・運動が大きな変革期にある“いまこそ”、JA共済「創設者」ともいえる賀川の思想と

実践に学ぶことが必要ではないだろうか。



賀川豊彦

1 正式名称は「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」。日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則—ICAアイデンティティ声明と宣言』、2000年、日本経済評論社、16頁～22頁参照。

2 日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合 [レイドロウ報告]』、1989年、日本経済評論社、84頁。レイドロウ博士は、1980年の第27回ICA大会の報告で「現在、協同組合は危機的状況に陥っている」と警鐘を鳴らした。なお「レイドロウ報告」では、日本の総合農協方式を高く評価した。

2. 賀川豊彦と協同組合

賀川豊彦（1888－1960）は、若き日、神戸市内のスラム街に身を投じ貧民救済活動に献身するとともに、労働組合運動、農民組合運動、協同組合運動、無産政党樹立運動等を指導、さらに関東大震災被災者救援やセツルメント事業に尽力した。また、生涯を通じて国内外でキリスト教伝道を行い、戦後は伝道と著作のかたわら世界連邦運動を提唱し、ノーベル平和賞候補、ノーベル文学賞候補にも挙げられた「近代日本を代表する人物」である。

この賀川の幅広い思想と実践・実績に対しては、称賛の声ばかりではなく問題点³も指摘されているが、協同組合運動についての評価は一樣に極めて高く、日本の協同組合運動における最大の功労者として、「J A 共済の父」「生協の父」とも称される。

賀川の協同組合に対する関心は早く、徳島中学時代に石川三四郎の『消費組合の話』を読んだ頃にまで遡るといわれる。敬虔なキリスト者であった賀川は、協同組合運動を「宗教的兄弟愛意識の発展」としてとらえ、協同組合主義の中に理想社会の縮図を見いだした。

賀川の協同組合運動は、1919（大正8）年8月、大阪でイギリスのロッヂデール組合を範とした有限責任購買組合共益社を結成したのがその具体的実践の第一歩であり、1921（大正10）年に神戸購買組合と灘購買組合を設立（両組合は後に合併、現・コープこうべ）、1926（大正15）年には安部磯雄らと東京学生消費組合を設立した。また、セツルメント事業など救援活動を行っていた関東大震災の被災地に、1927（昭和2）年に江東消費組合、翌年



スラム街での救貧活動（近所の子どもたちと）



関東大震災での被災者救援活動

には中ノ郷質庫信用組合（現・中ノ郷信用組合）をそれぞれ設立した。

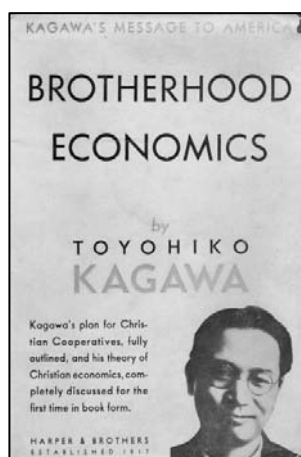
賀川は、資本主義でも共産主義でもない「第三の道」として、「人格」と「兄弟愛（友愛）」の理念に拠った各種の協同組合から構成される協働の社会づくり、つまり、健康、保険、生産、販売、運送、信用、共済、公益事業、消費等が協同組合的に再編される社会体制をめざした。これは協同組合国家で世界を再編する壮大な構想でもあり、その賀川の協同組合論は、英文の『BROTHERHOOD ECONOMICS』⁴としてまとめられ、17か国

3 「当時主流であった学説に従って、賀川豊彦もまた、優生思想に立っていましたし、『貧民心理の研究』（1915（大正4）年）には、被差別部落の人々への差別的見解や表現が見られます。ですから、賀川豊彦献身100年記念事業実行委員会は、『賀川豊彦には時代的制約として、被差別部落に対する意識に過ちがあったことを認め、このことを十分意識した上で』記念事業を行うことを発足時に確認しました」（加山久夫『賀川豊彦を知っていますか』、2009年、教文館、28頁）。なお、この経過等は、『資料集『賀川豊彦全集』と部落差別』（1991年、キリスト新聞社）に詳しい。

4 日本では『友愛の政治経済学』（2009年、日本生活協同組合連合会）として翻訳・出版されている。

語に翻訳、25か国で出版されるなど、世界的にも大きな影響をあたえた。

こうした協同組合との強い関わりのなかでも、「とくに注目したいのが、その『協同組合保険』思想・制度の導入に傾けたエネルギーの強烈さである。数ある協同組合事業活動のなかで、敬虔なキリスト者であった彼の心の琴線にもっとも強く触れたのは共済事業であった。賀川が協同組合について論じた著作は数多いが…もっとも力点を置いて鼓吹しているのは、協同組合保険（共済）事業の意義」⁵であり、賀川が「戦前から戦中にかけて取り組んだ最も重要な課題は協同組合保険であった」⁶という点である。



英文版の賀川の著作

3. 産組長年の悲願であった協同組合保険

J A共済をはじめ日本の協同組合共済事業は、戦後に突然発生したものではなく、戦前の産業組合（以下、産組）が粘り強く続けてきた協同組合保険運動を底流としている。

J Aの前身でもある産組は、1900（明治33）年に成立・施行された産組法により、「信用」

「販売」「購買」および「生産（利用）」の各組合が認められたが、保険組合は認められず、その後、協同組合保険実現への厚い壁となって立ち塞がることになる保険業法が、同年に成立・施行された。

産組組合員には業態別制限はなく、地域協同組合的性格を有していたが、主たる基盤は農村部にあり、全組合員の80%以上が農業者であった。政府の支援政策もあり、1914（大正3）年には11,160組合、全国市町村数12,342の90%を超えるまでに広がり、こうした組織・事業拡大のなかで、産組内での保険ニーズが次第に顕在化していった。

1924（大正13）年4月の第20回全国産組大会で、産組による保険経営に関する決議「生命保険事業開始ノ件」等が初めて採択された。その後も、毎年のように同様の決議がなされ請願運動が取り組まれたが、保険業法の壁は厚く、かつ高かった。

4. 医療組合運動と国保産組代行運動

賀川の保険・共済重視の取り組みとして、既に1922（大正11）年にキリスト者の間で、病気・死亡等見舞金を贈呈する復活共済組合を神戸で立ち上げ、翌年東京でも事業を開始した。賀川はその設立主旨で、将来の国民健康保険制度創設や病院・療養所建設をも見据えた壮大な構想⁷を立てているが、実務面の問題等から、この「実験」は数年で失敗した。

次に賀川は、当時農業恐慌で疲弊し「医療地獄」に苦しむ貧農救済のため、安くて良質の治療が受けられる医療組合のモデル病院をつくり全国に波及させようと、新渡戸稲造らと、1932（昭和7）年に医師会の猛反対・妨害行動を克服し、東京医療利用組合を結成、

5 荷見武敏『協同組合学ノート』、1992年、家の光協会、180頁。

6 米沢和一郎『賀川豊彦の協同組合運動』、『雲の柱・第7号』所収、1988年、雲柱社、109頁。

7 『復活共済組合の組織に就いて』、1923年、『雲の柱・複製版第2巻3号』所収、65頁～66頁。



賀川が自ら始めた共済組合の資料



東京医療利用組合設立総会

東京都内に総合病院（現・新渡戸記念中野総合病院）を設立した。

一方、当時の健康保険制度（1927年施行）の被保険者は、工場法と鉱業法の適用を受けている企業で働く常用従業者のみが対象で、農民等は非該当であったが、1933（昭和8年）7月になってやっと、内務省社会局が国民健康保険制度要綱案（未定稿）を発表した。

1934（昭和9）年12月、全国医療利用組合協会会長として労働保険調査会臨時委員となった賀川は、農村の実態から、「国民健康保険は産組を基礎として行わしむべし」とする国

保産組代行論を主張、産組中央会や各民衆団体と連携した一大国民運動を展開し、政治力を駆使して猛反対する医師会との熾烈な闘いの末、1938（昭和13）年4月、産組代行を認める国民健康保険法が公布された⁸。

5. 勇気と自信を与えた『協同組合保険論』等の出版

1936（昭和11）年10月、長期の欧米伝道と協同組合視察をおえた賀川は、帰国後まもなく、『保険制度の協同化を主張す』という論考を発表、産組に保険経営を行わせるよう、産組法改正の運動を提唱し、関係各方面に大きな影響をあたえた。

この論考では、株式会社や相互組織により経営される生命保険に比べ、長期安定資金の獲得による農村への資金還元や組合経営の安定面だけでなく、新契約募集費の節約や失効解約率の低減、協同組合運動同志間における道徳的監視による逆選択の防止、産組による予防医療施設と早期診断による死亡率の低減など、協同組合による経営がいかに勝っているかということを、賀川は具体的に論じた。

この年、在英のノア・バルーの『協同組合保険論』（Co-operative Insurance, 1936）が発刊されると、賀川は協力者たちと早速翻訳し、1938（昭和13）年9月に刊行した。

この訳本は、保険の先進国であり、協同組合保険が広く実施されているヨーロッパ各国の実態を紹介し、協同組合保険の意義と役割を客観的に論じたもので、協同組合保険といってもまったく理解されがたい当時、多くの産組関係者に勇気と自信を与えた。

賀川はこの序文で、「社会保険の本質上、それが協同組合化せらるべき第一のものであらねばならぬ…歴史的に見ても、社会保険はそ

8 国保産組代行運動の経過と賀川の関わりは、『産組発達史・第4巻』（278頁～342頁）に詳しい。

うした友愛的社会性を帯びて出発した…然るに途中で、それが資本主義化せられ、一種の投機的性質を帯びるようになった…協同組合保険の応用は実に絶大である…私は、協同組合が持つ道徳的自肅力とその非搾取的精神と、その共愛互助の機構そのものが、社会保険の根本的精神と一致することを堅く信じている。」と、協同組合保険実現に向けた熱い思いを吐露している。

さらに、1940（昭和15）年10月には、自ら『日本協同組合保険論』を著した。同書の構成は、協同組合保険の本質、欧米における協同組合保険の趨勢、国民健康保険・労働者健康保険・労働者災害扶助責任保険・職員健康保険・船員保険・家畜保険・農業保険・漁船保険・失業保険組合などの諸問題、そして生命保険組合の出発と企画経済となっており、「我々は国を思うが故に、生命保険組合をどうしても諦めることが出来ない。」と結んでいる。

6. 小説・散文詩で協同組合保険を啓発

「賀川豊彦先生の『乳と蜜の流るる郷』こそ僕ら産業組合青年の聖典だ。…凶作と不況におしひしがれた農村から起ち上って力強く更生の道を歩く東助こそは、我らの理想の若人だ」。これは、『家の光』（昭和10年1月号）の「読者の声欄」への投稿である。

1934（昭和9）年1月から2年間、産組月刊誌『家の光』に連載された『乳と蜜の流るる郷』は農村読者に熱烈に愛読され、この人氣で『家の光』の販売部数は、連載開始時の53万部から連載終了時（昭和10年12月号）には115万部と倍増した。

この小説は、貧しい農村青年が立体農業と産組運動により「乳と蜜の流るる郷」（＝理想郷）を築いていく物語であるが、そのラストシーンでは、主人公の田中東助が、第20回全国産組大会で協同組合保険の実現を訴える。

賀川の大衆向け小説は「目的小説」ともいわれているが、「賀川豊彦全集」収録の小説のなかで、協同組合保険に触れた作品は、[別表1]記載のとおり、『乳と蜜の流るる郷』以外にも複数存在し、賀川の協同組合保険実現に向けた強い“思い”が窺える。

さらに賀川は、『家の光』（昭和12年6月号）に長文の散文詩『産業組合に心臓を与えよ』を発表、「互助友愛の共済原理を組織化し、これを信用組合の溜池に連絡し、共済組合としての働きを発揮させるならば、農村の負債整理も疾病の救助も災害の保護も、また容易であると私は信ずる…産業組合の血管といい、心臓というものは、何であるか。それは共済制度であり、共済精神を基礎とする保険の施設である…共済制度は産業組合の、血管であり心臓である…共済精神よ、高まれ！」と、共済の理想、情熱、先見性を抒情的に描いた。

[別表1]

（作中で協同組合保険に触れている小説）

題名	巻号	掲載頁
海豹の如く	第16巻	273頁
幻の兵車	第17巻	154頁、174頁
乳と蜜の流るる郷	第17巻	366頁
第三紀層の上に	第18巻	379頁～380頁
石の枕を立てて	第19巻	318頁



単行本表紙

7. 全国産組大会で協同組合保険実現を熱弁

『乳と蜜の流るる郷』の主人公・田中東助の如く、賀川自身も全国産組大会に東京支会の代議員として出席し、協同組合保険の実現を訴えている。1938（昭和13）年の第33回全国産組大会で賀川は、長野支会提出の「産業組合法ヲ新時代ニ副フ様改正ヲナスノ件」に対して、日本の産組は保険ができないから発達が遅れた、こうした不備なる産組法は改正すべき、との賛成演説を行った。

1940年第35回大会でも賀川は、「もう産業組合法の改正というものは焦眉の急を要している…全世界を見てもおよそ産業組合のある国で保険事業をやらせない国は日本だけあります。どうするのですか、一体…我国の3600の村においてどうしても医者を入れなければならぬ。少なくとも500の肺病病院あるいは医療組合病院を造らなければならぬ。…その資金は生命保険組合が金を生むより途がない。我々は愛国的に考えてどうしても生命保険組合を獲得しなければならぬ。（拍手起る）」と熱弁を奮った。



産業組合で講演する賀川豊彦

8. 三保険会社買収計画の頓挫と共栄火災の設立

1939（昭和14）年9月、賀川のもとに保険会社売却情報が持ち込まれた。賀川は早速、産組中央会首脳にこの話を伝え、産組が保険会社を買収し、保険経営に乗り出すことを強く勧めた。賀川と産組中央会会頭の有馬頼寧⁹は、農民組合運動等の社会運動面でも盟友というべき関係であり、副会頭の千石興太郎¹⁰は、医療組合運動や国産産組代行運動で賀川と共闘するなど、二人とも賀川との間に信頼関係があった。

こうして保険会社買収計画が始動、当時の拓務大臣金光庸夫が経営する大正生命保険株式会社、日本教育生命保険株式会社、新日本海上火災保険株式会社の三社を一括、総計700万円で買収する話がまとまり、翌年1月15日覚書を締結、内金200万円を金光に支払った。

ところが、秘密裏に進めていた買収計画が反産運動¹¹陣営に漏れ、2月9日の衆議院予算総会で、民政党松村謙三がこの買収計画を暴露、保険会社買収は産組の使命から逸脱している、と政府を追及した。翌日、新聞各紙



大阪毎日新聞（昭和15年2月10日付）

9 有馬頼寧（1884－1957）。労働者教育や被差別部落への差別解消等、社会運動に積極的に関わった「異色の華族」。1933年産組中金理事長、1936年産組中央会会頭を兼任。第1次近衛内閣で農林大臣。

10 千石興太郎（1874－1950）。1920年産組中央会主事、1939年産組中央会会頭。強力な指導力で産組運動を陣頭指揮、特に反産運動に対しては敢然として受けて立った。終戦直後の東久邇内閣で農林大臣。

11 反産業組合運動の略。産組の急伸長で既得権を奪われた地方の米穀・肥料問屋等が反発、反産運動として全国的に広がった。1933（昭和8）年、日本商工会議所など9団体で全日本商権擁護連盟が設立され産組と激しく対立、一方、産組は「反・反産運動」を展開し、これに敢然と対峙した。

は一斉に書きたて、国会内での議論・追及や連日の新聞報道が続き、産組の保険会社買収問題は深刻な政治問題となっていく。

産組中央会首脳の背任容疑逮捕情報など、事態はますます紛糾・悪化するなか、2月27日、ついに島田農林大臣の中止命令が出され、産組は無念の計画中止に追い込まれた。そして、3月1日開催の全国産組諸機関合同協議会の席上、有馬会頭から「声涙ともに下る、3保険会社買収計画の中止」が報告された。

しかし、産組はこれで諦めることなく、買収計画の失敗原因を分析した上で、新たな構想・計画を練った。そして、東京海上系列の大東海上火災株式会社と大福海上火災株式会

社2社の買収に成功、1942（昭和17）年7月1日に、商号を産組の標語“共存同栄”にちなんだ共栄火災海上保険株式会社（以下、共栄火災）が設立された。

賀川が、協同組合保険のなかでも、より重視していた生命保険の経営は持ち越しとなったが、産組多年の念願であった保険進出が、損害保険分野でようやく実現した。そして、戦前の協同組合保険運動の大きな成果として、産組の手によって設立された共栄火災は、戦後の農協共済事業をはじめ、各種協同組合共済事業の創設・発展に数々の貢献をしていくことになる。

（つづく）



東京朝日新聞（昭和15年2月28日付）



共栄火災本社ビル（昭和24年当時）

賀川豊彦とJA共済の軌跡（第2回）

目次

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1. 協同組合保険法制化への「厚い壁」 | 6. 九州における共済事業 |
| 2. 「次善の策」だった日本生命との提携 | 7. 「中央」と「北海道」、二つの流れが合流へ |
| 3. 農協法の成立と「共済規定」 | 8. 「共済の松下村塾」で“火のどるような熱弁” |
| 4. 北海道に芽生えた農協共済 | |
| 5. “多難の船出”となった農協共済 | |

1. 協同組合保険法制化への「厚い壁」

戦時中は、その反戦思想を危険視され、官憲の厳しい監視下のもとで社会的活動が著しく制約された賀川であったが、終戦直後の8月26日に東久邇宮首相の要請で内閣参与に就任するなど、戦後社会に華々しく登場することになった。そして、国民総懺悔運動の提唱、GHQ（連合軍総司令部）マッカーサー総司令官宛書簡の発表、国際平和協会の設立、日本社会党結党の呼びかけ等、矢継ぎ早に行動を起こした。

また、戦時中にほとんど壊滅状態となって

いた日本の協同組合運動の再建をめざし、戦前からの協同組合運動関係者を幅広く結集し、日本協同組合同盟¹を1945（昭和20）年11月に結成し、賀川が会長に就任した。

その賀川が、執念を燃やしていた協同組合保険実現への千載一遇の好機が訪れた。政府の金融制度調査会委員となった賀川は、「敗戦国家を救うのは組合以外にない。是非組合保険を認めてもらいたい」と、協同組合保険の導入を強力に主張した。



第2次大戦後、東久邇宮内閣参与となる



読売新聞（昭和20年8月30日付）
「マッカーサー総司令官に寄す」

1 設立呼びかけ人は有馬頼寧、賀川豊彦、千石興太郎、志立鉄次郎の4人。設立当初は“オール日本協同組合運動”で「協同組合による都市農村漁村協同体制の確立」をめざした。産組法同様、包括的協同組合法をもとめる意見もあったが、いち早く農協法、水協法が個別法として準備・起草されたことから、活動の中心は生協運動に向かい、1951（昭和26）年3月に日本生協連に改組（賀川が初代会長）した。

賀川の奮闘の結果、金融制度調査会（第1次）は、協同組合保険実施を認める答申を出すに至った。ところが、1946（昭和21）年4月に幣原内閣が総辞職、この方針は白紙となってしまう、その後新たに再編された第2次金融制度調査会に、賀川の名はなかった。

日本協同組合同盟では、1946（昭和21）年11月に協同組合保険研究会（賀川が会長）を設立し、協同組合保険法制化運動を続けたが、戦後の不安定な政治情勢にも翻弄され、協同組合保険法案は二転三転していく。そして、保険業法改正第2次委員会（1949年1月設置）での協同組合保険法案は、生保業界の組合保険反対の根強い意向が「GHQの意向」²として反映され、「協同」の文字は消え、生命保険の除外が明記されていた。

2. 「次善の策」だった日本生命との提携

協同組合保険法制化運動が暗礁に乗り上げていた1949（昭和24）年初頭、全国厚生文化農業協同組合連合会（以下、全国厚生連）参与の黒川泰一³は、日本生命保険相互会社（以下、日本生命）に勤務する友人から、農業協同組合（以下、農協）を「生保代理店化」する計画とその現状を聞き、衝撃を受ける。

日本生命では、戦災で壊滅状態となった都市部から、空襲等の被害が少なかった農村部進出に全力をあげており、既に3千数百の単位農協との間で団体契約を締結していた。

黒川は、単位農協が大手生保の草刈り場となり、一方的に支配下となることを防ぐため、全国規模で組織的に対応していく必要があるとの危機感から、日本生命との提携交渉を進



江東消費組合時代の黒川泰一（左端）

めていく。交渉の結果、農協側は農家契約者のための団体契約を全国的かつ組織的に行う代わりに、日本生命側は農協代表の役員・社員総代参加を認め、農村資金還元、協同組合保険実現後の提携解消と協同組合保険への技術協力等を行うという内容で、1949（昭和24）年4月、全国厚生連と日本生命間で「生命保険推進事業に関する覚書」が締結された。そして、この契約を忠実に実行するための諮問機関として、全国厚生連のなかに協同組合保険中央委員会が設置され、賀川が委員長に、黒川は常任委員に就任した。

ところが、この生保との提携について「北海道」が強く反発した。「北海道」では、「中央」の動きとは別に、前年の1948（昭和23）年7月18日に、農業協同組合法（以下、農協法）の「共済規定」を根拠に、北海道共済農業協同組合連合会（以下、北海道共済連）創立総会を開催、農協共済事業を開始していたのであった。

3. 農協法の成立と「共済規定」

戦後、日本の農村に大きな影響を与えたの

2 日本生命の藤本業務部長は、GHQ保険監督官ロイストンの秘書兼スポークスマンの仕事をするなど、GHQと太いパイプがあった。「この問題についてロイストンをして“生命保険禁止”に踏みきらせた陰には藤本の助言があった、と思う」（坂井幸二郎『共済事業の歴史』、2002年、日本共済協会、99頁）。

3 黒川泰一（1902-1985）は戦前より賀川豊彦に師事し、江東消費組合・東京医療利用組合の設立・運営や、国保産組代行運動等に奔走した。この間、「4・16事件」等で通算3年間の獄中生活。戦後は協同組合保険研究会の中心メンバーとなり全共連設立に参画、全共連職員第1号となり業務部長、参事、常務理事として草創期からの農協共済事業を支えた。全共連役員退任後は東京医療生活協同組合組合長。

は、GHQの民主化政策のもと断行された農地改革⁴と農協法の施行であった。その農協法の成立は、農協の性格について、加入・脱退自由の協同組合原則から強制的要素を排除すべきとしたGHQと、農政遂行上の補助機関として一定部分は強制的要素も入れるべきとした農林省との調整に手間取り、2年近くの歳月と8次におよぶ立案を重ね、1947（昭和22）年11月にやっと成立した。

そして、難産の未成立した農協法の第10条1項8号には、「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」の条文、いわゆる「共済規定」が挿入されていた。

この「共済規定」は、農協法と相前後して成立した農業災害補償法（以下、農災法）と密接な関係があった。戦前から、農業保険法に基づき農業保険組合等が実施していた共済事業は、国営再保険対象の米、麦、桑葉の共済事業だけでなく、地方特産物や農業家屋等を対象とした見舞金的な任意共済も認められていた。これらの共済は、農業団体統合⁵により農業会が実施していたが、農業会の解散

に伴い、この「受け皿」をどうするかという問題があり、このことが「共済規定」の成立と関係していた。

立案当初から「共済規定」を挿入していた農林省は、任意共済に加えて農業共済（農業保険）も農協に実施させる考えであった。しかし、公的・強制的機能と私的・任意的機能の明確な分離をもとめるGHQは頑としてこれを認めず、結局、強制保険である農業共済は農災法＝農業共済団体、任意共済は農協法＝農協で行うとの整理となった。そして、この「共済規定」による共済はあくまで見舞金レベルというのが農林省の見解⁶であり、全国指導農業協同組合連合会（以下、全指連。JA全中の前身組織）も同様の認識であった。

4. 北海道に芽生えた農協共済

北海道が全国に先駆けて農協共済事業を開始した背景には、「積雪寒冷」の農業環境、農民運動の高揚に加え、産組や農業会の「共済」をめぐる様々な流れが底流としてあった。

■産業組合中央会北海道支会の流れ

1937（昭和12）年8月、第9回全道産組大会で火災共済の実施が決議され、産組道支会は「経営共済」とよばれる共済事業を開始した。

この共済は、組合の建物や購買品を対象とした火災保障のほかに、組合の倒産対策も加味したもので、事業は順調に伸び、採算も安定していた。しかし、1940（昭和15）年1月の「北連事件」（輸出豆類価格等統制令違反事



日本農業新聞（昭和22年8月11日付）

- 4 農地改革の断行により1950（昭和25）年7月までの解放農地面積は、約194万haに達し、小作地のうち、都府県では68%、北海道では72%が解放され、全耕地のうち小作地はわずか10%以下となった。
- 5 戦時統制を目的とした1943（昭和18）年の農業団体法で、産業組合、農会等農業5団体は解散し、農業会に統合された。
- 6 農林省は、GHQや大蔵省に対しては、「共済」は「見舞金」であるとの説明で通したが、担当官は協同組合保険運動に対して「一定の配慮」をしていた。「農協法制定の、当面の責任者であったその当時の小倉武一と、賀川豊彦の存在を注目しておかなければならない。…小倉は『生命保険を産業組合が強く要望していたことも知っていた。…そういうことが念頭にあったから、『共済』についても、幅の広い考え方ができるようにした』…と回想している」（長野県共済連『長野県共済連三十年史』、1982年、20頁～21頁）。

件)の捜査過程のなかで、検察当局から火災保険類似の事業であるとの理由で中止すべしとの指示が出され、不本意ながら中止した。

その後、北海道の産組系統は、1942(昭和17)年の共栄火災設立に際し、共済・保険取次事業で得た積立金等をもって共栄火災に株式参加を行うとともに、共栄火災の事業伸張のため全面的に協力し、共栄火災を一躍道内トップレベルの損保会社に押し上げた。

この産組系統の共栄火災への支援・協力は、北海道共済連の設立時に、共栄火災の共済連への全面的協力につながった。北海道共済連が設立されると、共栄火災は、自社の農協系統団体建物火災保険契約を北海道共済連へ全量移譲した。この関係は全共連・各県共済連設立時にも引き継がれ、草創期の各共済連の自主財源確保という最大級の支援となった。

■北海道農業会北見支部の流れ

北見地区は、道内でも特に厳しい自然環境にあったため、農家の保険・共済に対する理解も浸透、農業保険法による任意共済(農業家屋共済)の普及実績も高かった。

終戦直後、深刻な資金不足に直面した道農業会北見支部では、「資金欠乏を打開する方策」について本格的な研究を進めていくことになった。当時、道農業会北見支部総務課員を兼任していた網走家畜保険組合幹事の高屋賛四郎は、「農家のタンス貯金を吸い上げる」方法として、生命共済による資金獲得を提案、管内から道農業会副会長に選出されていた岡村文四郎(後、全共連初代会長)等の賛同・協力を得た。

高屋は上京し、保険数理や保険契約の資料を蒐集するなど独自研究を行い、1947(昭和22)年初め、「農業会農業者災害共済実施要綱」と「農業会農業者家屋更生共済要綱」(家

屋更生共済は、後の建物更生共済の原型となった)をまとめた。

この構想は、市町村農業会を元受団体として農業保険組合に再共済し、生命共済と家屋更生共済を実施しよ

うとするものであり、同年6月には北海道知事の認可を受けた。しかし、保険業法を楯にした民間保険会社側からの抑圧の懸念や、農業団体の再編が目前に迫っていたこともあり、実現には至らなかった。

■北海道農業会信用部保険課の流れ

北見支部とは別に、同時期に、いま一人共済事業を考えていた農業保険関係者がいた。北海道農業会信用部保険課長であった芦野吉太郎(北海道農業保険組合連合会幹事)は、生命共済実施で農村金融の軸をつくろうと考え⁷、保険数理の専門家である人口問題研究所の高木尚文を訪ね、生命共済の料率作りやその他基礎的資料作成の援助を依頼した。

芦野は高木の専門的な指導・助言と資料提供を受け、「農業者の生命並びに家屋共済事業実施要領」稟議書を作成するが、農業団体再編が目前であったため、農業会北見支部の構想とともに、新設される北海道共済連に引き継がれることになった。

なお、芦野が共済事業の立案、共済掛金算定等について、当初より保険数理の専門家から助言・指導を受けたことは、農協共済事業の近代的保険技術導入につながった。



岡村文四郎全共連初代会長

7 「芦野氏の意図には、背景に賀川豊彦氏の思想があり、方法としては、農災法の任意事業としての共済を拡充しようというもので、これについて繰り返し話していたことを思い出す」(高木尚文『近代保険への示唆』、『北海道共済連草創期余話』所収、90頁)。

5. “多難の船出”となった農協共済

北海道では連合会設立に際し、北見支部や道農業会で検討されてきた任意共済事業の扱いをどのようにするかという課題があった。検討の結果、強制共済は農災法による「農業共済組合—同連合会」で、任意共済は農協法による「農協—同連合会」で実施することで整理し、両連合会は役員や参事を兼任させるなどの人事的配慮を行うこととした。

こうして1948（昭和23）年7月18日、農協法「共済規定」を根拠に北海道共済連創立総会を開催、農林省の設立認可を受けた。生命共済や家屋共済を「共済規定」のみで実施可能とし、単独の連合会設立に至るまでには、農林省の意向・判断⁸が後押しをした。

北海道共済連では、単なる見舞金レベルではない本格的な共済事業実施をめざし、生命共済と家屋共済事業をスタートさせたが、その主軸は家屋共済で、特に団体建物の共栄火災契約から北海道共済連への切り替えが経営を支えた。しかし、草創期の北海道共済連には、戦後の“生保不信”など市場環境の厳しさに加え、さらに厚い壁が立ち塞がった。

1949（昭和24）年6月の農災法一部改正で農業共済団体も建物任意共済が扱えるといういわゆる「法的二元問題」⁹が出現した。北海道では農業共済団体との棲み分けを明確にしていたが、農災法改正を機に農林省の北海道共済連への姿勢が変化、監督が強化された。

また、大蔵省銀行局保険課は、1949（昭和24）年8月に「保険類似疑い」で北海道共済連に直接担当官を派遣、現地調査を行った。



北海道共済連創立総会

事業停止もあり得るとの極めて緊迫した中で迎えた現地調査では、保険業法違反の指摘はなんとか免れることができたが、大蔵省当局はその後も監視の態度を変えず、共済事業を規制する法案制定を急いでいた。

事業の前途に危機感を高めた北海道共済連では、局面打開のためには農協共済事業の全国展開しかないと、1949（昭和24）年後半頃から幹部が頻繁に上京、「中央」に対する強力な働きかけを強めていった。

6. 九州における共済事業

一方、農協法「共済規定」に着目した動きは、九州にもあった。鹿児島県販売連の庶務課長木場秀雄（後、全共連常務理事）は、販売連の当面の課題として、機帆船による輸送事業と「共済規定」による共済事業実施の2点を上層部に進言した。

木場は独学で独自の共済事業規程を作成するなどの準備をしたが、事業開始までには至らない状態が暫く続いた。しかし、北海道共済連の事業が知られてくるようになったことや、共栄火災福岡支社長の支援・協力もあり、

8 農林省は、「農業共済団体が公的共済のほかに、私的共済もあわせて行なう方法を提示した…これは、農業協同組合法に基づいて私的共済を行なうための都道府県共済農業協同組合連合会を設立し、その役職員には、農業共済保険組合の役職員が兼務の形であたる」（『農協共済発達史』306頁）という、いわゆる「二枚看板方式」を農業共済団体等に提示していた。

9 任意共済をめぐる農協と農業共済団体との「法的二元問題」は、長い間、農村の建物共済をめぐる紛糾の原因となる。この、いわば“身内同士”の不幸な対立関係は、1963（昭和38）年3月の、いわゆる「三八協定」（自民党の調停で「農家建物共済の短期物件は農業共済が扱い全共連に再共済する。他の任意共済は農協に一元化する」で合意）が締結されるまで、全国各地で繰り返されていくことになる。

事業実施が具体化していった。

1949（昭和24）年6月の鹿児島県販売連通常総会で共済事業実施のための定款変更を可決、10月15日付で「販売事業に係りのある」との限定条件で農林省の認可を受け、翌年10月から事業開始した。また大分県販売連でも、1950（昭和25）年5月の通常総会で定款変更を議決、8月には認可などの手続きを経て、同年10月から事業の開始をみるに至った。

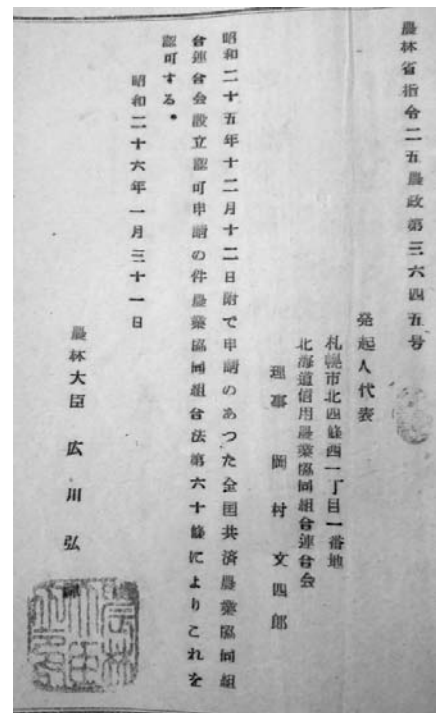
この九州の動きは、北海道以外でも「共済規定」による共済事業を始めようとした地区があったという点で注目される。また、北海道共済連設立に続き「群馬、茨城他二県からも同様、設立認可の申請があったが農災法改正との関連などで申請を取り下げた」という関係者証言等¹⁰もある。いわゆる「二枚看板方式」⁸で共済連設立をめざしたが、農災法改正で農業共済団体での任意共済実施の見込みがたったため中止したものと思われる。

7. 「中央」と「北海道」、二つの流れが合流へ

協同組合保険法制化をめざす「中央」と、「共済規定」による農協共済事業の全国展開をめざす「北海道」という二つの流れは、やがて関係者の努力によって合流していった。

「北海道」の「中央」への働きかけは徐々に功を奏し、もはや保険業法改正方向ではなく、農協法「共済規定」を“事実”によって支えていく体制を全国的に整えるべきという「戦術転換」が考えられ、こうした動きは1950（昭和25）年当初から一段と活発化した。

1950（昭和25）年1月26日、全指連主催の都道府県指導連専務参事会議で北海道共済連の実情報告がされ、同会議終了後、共済事業に関心を持っていた10府県対象に、農協共済事業促進協議会が開催された。その後、5月



全共連設立認可書

9日には全指連等9団体による農協共済事業調査研究協議会が結成され、こうした「中央」の動きに呼応して、鹿児島・大分県販売連での定款変更による共済事業の開始、神奈川・長野県では県共済連設立が具体化していった。

1950（昭和25）年9月29日に農協共済事業推進打合会、10月13日には全国共済農業協同組合連合会（以下、全共連）設立発起人会が開催された。そして、11月27日に参議院議員会館で全共連創立総会が開催され、農協共済事業の全国展開が始動していった。

しかし、全共連の船出も、設立認可が創立総会翌年の1月31日までもたつくなど、決して順調なものではなかった。全共連の設立認可後も、農業共済団体との建物共済をめぐる「法的二元問題」⁹に加えて、民間保険業界の意向を背景とした大蔵省による協同組合保険に対する規制問題も浮上してきた。

10 『特集 農協法制定十周年と共済事業の回顧』（全共連月刊誌『農協の共済（昭和32年11月号）』所収、4頁）での青木一巳（全指連元参事）発言、および北海道共済連『北海道共済連二十年史』（1968年）201頁を参照。



賀川豊彦

こうした農協
共済事業への大
包囲網に対し
て、全共連は、
県組織が北海
道、神奈川県、
長野県の3共済
連と鹿児島県、
大分県の2販売
連だけという極
めて脆弱な体制

であった。

さて、「中央」と「北海道」、この二つの流れが合流し全共連創立に至るなかで、「中央」の中心的存在であった賀川の判断・役割はどうだったのか。全共連OB掛川光人¹¹は、自著のなかで、賀川が果たした「決定的役割」について貴重な記録を残している。

「1949（昭和24）年12月、黒川泰一から北海道共済連視察報告を受けた賀川は、『北海道』が実施している共済事業が、いわゆる“井勘定”的な見舞金制度ではなく、近代的保険技術による協同組合保険に極めて近いことを知り認識を一変、これまでの協同組合保険法制化路線から農協共済事業を“事実”により支えていく方向へと、『転進』を決断する。

その年の暮れ、賀川は千石興太郎邸を訪問、農協共済事業全国展開のための全国連設立の希望を伝える。病床にあった千石は『息子を使ってくれ』と、次男の全指連参事千石虎二を紹介した。虎二は、全共連設立準備事務局長となる全指連参事青木一已を説得・激励するなど全共連設立に尽力した。賀川の共済事業への『転進』は迅速なものがあつた¹²。

千石邸訪問の後、賀川は約1年間にわたる

欧米伝道・講演旅行に出発した。1950（昭和25）年12月末に帰国した賀川に、黒川泰一が全共連創立を報告すると、多年の悲願であつた協同組合保険が農協共済という形で実現したことに、賀川は涙を流して喜んだ。

8. 「共済の松下村塾」で“火のどるよな熱弁”

全共連は、1951（昭和26）年7月に第1回通常総会を開催、岡村文四郎会長再任、副会長制導入、北海道共済連との参事兼任体制から山中義教を常勤専務に据えるなどの執行体制の整備を行い、実質的な事業開始に着手した。この総会で、賀川は顧問に就任した。

当時、共済事業を実施していたのは5道県にすぎず、全共連では全共連県事務所の開設と農協共済事業を推進する人材育成を急いだ。そこで開催されたのが、後に「共済の松下村塾」とよばれた浴恩館での農協共済事業指導者養成講習会であつた。

1952（昭和27）年7月14日～19日、鬱蒼とした木々に囲まれた浴恩館で、「外出・外泊禁止」の合宿研修が開催された。参加者のほとんどが共済・保険のズブの素人であつたが、講習会では、大学教授等の各専門家が保険論、保険数理、保険経営、共済実務など盛り沢山の専門知識をたたき込む相当にハードなものであつた。

賀川は協同組合保険論を担当した。賀川の“熱血講義”は受講生に最も強烈なインパクトと感動を与え、帰県した受講生を核として、各県での「共済運動の狼煙が上がった」。

「この講習会の目的は今にして思えば共済事業の理念をぶちこみ、将来の共済狂か、共済教の先達者たらしめようとの大きな期待を

11 掛川光人（1926－2005）。明治学院大学卒業後（在学中に『協同組合論』で明治学院賀川豊彦賞入賞）、1956（昭和31）年全共連入会。『賀川豊彦協同組合論集』共編（1968年、明治学院大学生協同組合）等。

12 掛川光人『共済精神よ、高まれ』、17頁～22頁要約。

かけた講習会であつたに違いない。終日講義でぎっしり、夕食後は討論や各県情勢交換など深更まで続いた。講師は…賀川豊彦先生を始め…錚々たる方ばかりで情熱溢れる講義に全員感激し、共済事業の重要性を痛感、覚悟を新にしたのである」(徳島県・多田義人)¹³。

「各講義のうち最大の感銘を受けたのは、賀川豊彦先生の熱血溢れる講義でした。みんな感動し、共済事業をやらなくてはならないというやる気のとりこになりました」(宮城県・渡辺小十郎)¹⁴。

「とくに感動を与えたのは賀川の話であつ

た。賀川は午後の講演を終わってから、さらに座談会にも出席し、畳敷きのひろい座敷に、賀川を囲んでの話し合いの時間が持たれた。賀川の火のするような熱弁に、一同は深い感銘を受けた。…わずか一週間ではあつたが、赤裸の生活をともにした結果は、まるで一つの坩堝のなかに、溶けこんだようになって、意気大いに上がり、共済事業に全力を傾斜しようと、たがいに固く誓いあつて、各自の県に帰っていった。かれらが帰県するや、まもなく、かれらを中心とする共済運動の狼煙が上がった」(黒川泰一)¹⁵。

(つづく)



農協共済事業指導者養成講習会(前列左から5番目が賀川)



浴恩館公園(東京都小金井市)



旧浴恩館(小金井市文化財センター)

13 多田義人『浴恩館の思い出』、『幸輪・創刊号』所収、1966年、全国共友会、80頁～81頁。

14 渡辺小十郎『座談会 共済事業の流れをつくった人たち』、『農協共済草創物語』所収、22頁。

15 黒川泰一『沙漠に途あり』、322頁～323頁。

賀川豊彦とJA共済の軌跡（第3回）

目次

1. 賀川豊彦と農民組合運動
2. 木崎村小作争議と賀川豊彦
3. 「賀川の講演」と「錦の御旗」

1. 賀川豊彦と農民組合運動

本題からやや脇道に逸れるが、今回は賀川と農民組合運動との関係について紹介したい。

賀川は、スラム街での救貧活動を協力者に託して、1914（大正3）年8月から約3年間アメリカに単身留学し、神学と自然科学を学んだ。この間、ニューヨークで目撃した労働者約6万人の大デモ行進と、ユタ州で甜菜栽培の小作人組合を指導し賃上げに成功したことは、賀川にとって、労働者が団結すれば資本家に対抗できるという衝撃的な体験であった。帰国後、スラム街の現状が渡米前と全く変わっていないことを痛感した賀川は、貧困の根本原因を無くす「救貧より防貧」の運動へと活動の場が移っていく。

貧民問題の解決には労働組合運動が不可欠であると考えた賀川は、急速に関西における労働組合運動の指導者へと駆け上がっていった。しかし、川崎・三菱造船所大争議¹での惨敗を機に、労働組合運動の主導権は「直接行動」を主張する急進派が握ることになり、「無抵抗・非暴力」を主張する賀川は激しい非難を浴び、労働組合運動から退いた。

賀川が次に着手したのは農民組合運動だっ

た。幼少期を徳島県の農村で育った賀川は、都市部の貧民同様に貧しく虐げられてきた貧農救済のため、農民組合運動の必要性を痛感していた。

1921（大正10）年秋のILO（国際労働機関）第3回大会は、農業労働の問題をとりあげ、「結社の自由と権利の確保」が「農業に従事するもの」に認められ、小作人の権利が国際的にも確認された。これを機に、いよいよ農民組合運動開始の時期が到来したと考えた賀川は、同年10月に杉山元治郎²らと日本農民組合（以下、日農）を組織した。そして賀川の自宅を仮事務所とし、機関紙『土地と自由』を発刊、小作農民の結集を呼びかけた。



日農創立大会（1922年4月9日）

1 1921（大正10）年におきた戦前の労働運動史上最大とされる労働争議。賀川が指導したこの大争議は、組合員示威行動中に警官隊と衝突、賀川ら労組幹部百数十名が逮捕され、労組側惨敗となって終結した。

2 杉山元治郎（1885－1964）。牧師として農村伝道と農業技術指導を行うなか、農民運動の重要性を認識、賀川らと日本農民組合を結成し理事長となる。1932年衆議院議員初当選、衆議院副議長等。

1922（大正11）年4月に神戸基督教青年会館で開催した日農創立大会には、15府県農民代表150名が結集し、賀川が起草した「農は国の基^{もとい}であり、農民は国の宝である」とする宣言などが採択された。爾来日農は、全国オルグとともに小作料軽減、耕作権確立等を目標とした活発な活動を行い、運動はたちまち燎原の火のように日本全土に広がっていった。

当時、大正デモクラシーの新しい時代の波とともに、農村部では多くの小作人組合が結成され、小作農民たちが地主に対して、小作料の引き下げを要求していた。1920（大正9）年、全国で起こった小作争議は408件、参加人員34,605人だが、日農が結成されると、日農を中心とした小作料減免闘争が全国的に激しく展開され、1926（大正15・昭和元）年には、2,751件、151,061人の規模となる。これは同年の労働争議495件、67,234人をはるかに上回る規模であるとともに、農民の闘いは家族ぐるみ、村ぐるみで闘われたことから、労働者の闘いよりもさらに熾烈なものとなっていった。

なかでも新潟県における木崎村小作争議は、日農組織と地主勢力・官憲とが正面からぶつかる激しい闘いへと発展、小作農民支援に、賀川豊彦をはじめ多くの社会運動家や文化人が参加するとともに、無産農民学校が建設されるなど、全国的にも高く注目された。

2. 木崎村小作争議と賀川豊彦

■木崎村と小作農民

越後平野を有する“米どころ”新潟県は、当時、50町歩（ha）以上所有の地主が265戸、1千町歩以上の大地主も5戸という「地主王国」であり、約15万人の小作農民がいた。

大争議の舞台となる新潟県北蒲原郡木崎村（現新潟市北区）一帯は、江戸時代に、福島潟周辺の広大な湿原を干拓した入植地であった。その干拓事業に従事した代々の小作農民や、度重なる洪水被害や明治政府の地租改正・



福島潟（潟面積262ha）



湿原干拓による広大な水田地帯

松方デフレで自作農から没落した小作農民など、木崎村では全農家863戸のうち、実に86%が小作農（自小作農含む）であった（1926年当時）。

木崎村の小作農民は、全収量の5～6割という重い小作料に加えて、こぼれ米防止の二重俵や継米（1俵当たり2～3升の付加米）等も地主から要求され、その生活は困窮を極めた。家族総出で汗水流して米をつくりながら、ふだんの主食は、大根に屑米・雑穀等をまぜた「カテ飯」や、米粒が数えるほどしかみえない雑炊など。こうした粗食と厳しい農作業の日々で、小作農家では病人が絶えず、医者代や薬代で増える借金に苦しめられた。

さらに、県産米品質向上のため強化された県の産米検査経費負担で、小作農民の不満は高まり、小作人組合を結成して小作料減免を求める動きが県内各地で広がっていった。

木崎村でも、1922（大正11）年11月に笠柳横井小作組合が結成され、原則2割の小作料減免を関係地主に要求した。小作料不納同盟

を結び断固闘う姿勢を固めた組合に対し、ほとんどの地主が減免要求に応じたが、隣村濁川村の300町歩地主・真島桂次郎³のみは組合の要求を断固拒否した。そして、1923（大正12）年5月、小作農民12名を相手取って小作料支払（未納分）の訴訟をおこし、ここに歴史的大争議の幕が開くことになった。

■日農関東同盟木崎村連合会を結成

地主真島との法廷闘争を決意した笠柳横井小作組合は、7月の臨時総会で日農関東同盟参加を決定、村内各集落に次々と結成された小作人組合も続いた。11月に村内長行寺で日農木崎村連合会創立総会が開催され、村内7支部から組合員とその家族ら440名が参加した。

結束を固めた組合側は、農会代議員選挙や区長選挙でも勝利をおさめるなど、着々と村行政に力を食い込ませていった。しかし、真島を盟主とした地主9名は頑強に要求を拒絶、1924（大正13）年3月、「大正12年度小作

料未納」を理由として裁判所に仮処分を申請し、裁判所は関係小作人60余名の耕地に「立入禁止」の仮処分を執行するに至った。

この広範囲にわたる仮処分執行は、組合員に大きな動揺を与え「切腹事件」⁴なども起きるが、組合は臨時総会開催などで組織を引き締めた。そして、川瀬新蔵（日農木崎村連合会会長）が上京して中央省庁に仮処分執行の不当性を訴えるとともに、記者会見で、小作農民の窮状と地主の横暴を世論に広く訴えた。これらの取り組みは功を奏し、裁判所の和解勧告により4月13日に和解成立となり、地主側はいちおう仮処分を解除した。

ところが、真島ら6地主は、ただちに「耕作禁止」、「土地返還」、「小作料請求」の本訴訟をおこし、小作料減免をもとめる小作農民の闘いは、長期戦となっていった。

■賀川豊彦らが応援

争議が持久戦に入った1924（大正13）年村議会選挙で、組合は定員16名中7名の組織内議員を誕生させた。また、夏季大学や演説会開催などで組合員啓蒙活動を活発化させ、8月の日農夏季大学（葛塚町龍雲寺）と演説会（新発田町朝日座）には、賀川も駆けつけた。

また9月からは、北蒲原郡新発田町に日農関東同盟出張所が設けられ、三宅正一⁵が主事として常駐した。こうした日農組織の活動強化により、11月には新発田町朝日座において、日農新潟県連合会創立総会が開催された。創立総会には、有馬頼寧や日農関東同盟会長の鈴木文治らも駆けつけ、聴衆1,500余名、場外1,000余名という盛況であった。



日農関東同盟新潟県連合会旗（レプリカ）
〔新潟市北区郷土博物館所蔵〕

- 3 県農会や地主会等の会長も務めた真島桂次郎は「生活謹厳にして…教養あり…だが、悲しいかな、社会的開眼がなく、ただ一筋に農民運動を反社会的行為と考え、その進歩的意味を理解することができなかった」（三宅正一『幾山河を越えて』、1966年、恒文社、115頁～116頁）。また、真島の長男中太郎は『父を語る』（私家版）のなかで「家庭では慈愛に満ちた父だった」とし、「悪地主」と喧伝された無念さを綴っているが、小作農民の窮状に対する言及はない。
- 4 仮処分執行日に木崎支部長の長男が割腹自殺（未遂）した。組合は「抗議の自殺」と世論に訴えたが、真相は、地主側から「組合切崩し」を「請け負われ」、進退極まったことによる行動ともいわれている。
- 5 三宅正一（1900－1982）。早稲田大学の建設者同盟から農民運動に参加、木崎村小作争議など多くの農民運動を指導した。1936年衆議院議員初当選、日本社会党副委員長、衆議院副議長等。



夏季大会場の龍雲寺



1924年8月22日賀川豊彦作（日農夏季大学時）
〔個人所蔵〕

■鳥屋浦事件

係争2年、1926（大正15）年4月に新潟地方裁判所新発田支部は、小作農民側の全面的敗北の判決を下した。組合側は直ちに控訴と仮執行停止命令手続きに入ったが、東京控訴院での手続きという“時間差”を利用した地主側が、いち早く仮執行手続きに着手した。

5月4日、内鳥見集落で多数の警官に護衛された執達史により、地主森田洵一分の約2町5反歩の田に、「立ち入り禁止」の仮執行の制札が立てられた。翌5日、地主真島らが所有する小作地への大規模な仮執行が強行されるなか、鳥屋浦事件が起きた。

仮執行強行を阻止すべく早朝より小作農民ら数百人が集結したが、警官に守られた執達史が鳥屋集落森山森平宅で仮執行を告げる。

「土地を取り上げられたら生活ができない。明日まで待ってくれ」との小作農民の必死の嘆

願を一切聞こうとせず、仮執行は強行された。

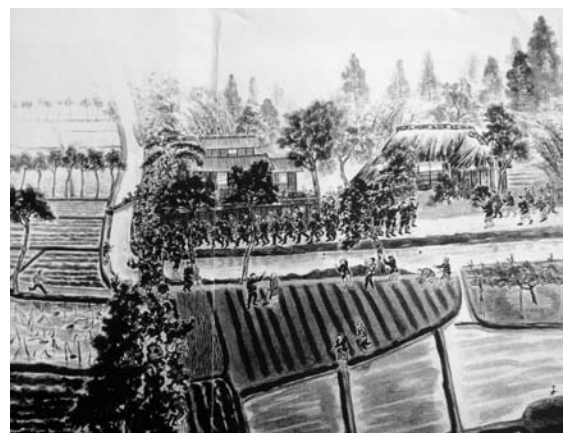
仮執行予定地で田の泥土を投げて抵抗する丸腰の小作農民に、数十名の警官が襲いかかり、殴打され、首を絞められ、取り押さえられた小作農民は、次々と畦道の立木に縛りつけられた。約30分にわたる乱闘が終わった後、周囲の立木には、縛り付けられた小作農民たちがぐったりと首をうなだれ、血がしたたり落ち新緑の草木を変色させた。

この日、検束された組合員のうち29名が「騒擾罪及公務執行妨害罪」で起訴・収監された。こうして、小作人68戸、30余町歩の土地（日農発表）が仮執行処分となり、多くの小作農民とその家族は、先祖代々守ってきた土地を取り上げられ、生活の基盤を失った。

鳥屋浦事件の翌朝、仮処分執行で効力が無くなってしまった東京控訴院の「執行停止命



鳥屋浦事件発生場所（仮執行対象地）



鳥屋浦事件（目撃した母の話を元に佐藤与資太が描いたもの）〔個人所蔵〕

令」を鞆に入れ帰郷した川瀬新蔵は、「固く握れるカバンを車上に投じて嗚咽した」⁶。

■争議団のめざましい活動

地主による非情な土地取り上げと容赦ない官憲弾圧に、小作農民の怒りの渦が沸きあがった。日農新潟県連に争議団本部が設けられ、被告人や家族への支援、争議資金募集、真相報告演説会開催、婦人部結成と行商隊編成、声明書全国発送などが次々と決められた。

13日の村内演説会に約5千人、18日の被告人家族慰安大講演会では約3千人の聴衆に、夫を獄につながれた婦人たちが涙の訴えをした。また18日からは、木崎小学校の小作人児童が抗議の同盟休校に突入、20日には婦人部行商隊を数隊編成し、真島桂次郎の似顔絵を刻印した“真島パン”等を、ビラを撒きながら販売し一般大衆の大反響をよんだ⁷。

婦人たちの活躍は目覚ましく、5月30日に婦人部代表6名が池田徳三郎（日農須戸支部長）らとともに上京した。真相報告演説会で「ワタシタチハ…タダ、人間トシテ、人トシテ認メテ欲シダケナノデス…」と言って、後は絶句した池田徳三郎の言葉は、多くの聴衆の胸に響き、土地を取り上げられ夫を獄につながれた婦人たちの涙の訴えに、新聞各紙は「女宗吾」（宗吾＝義民・佐倉惣五郎）の出現と書き立て、海外にも打電された。

■同盟休校と農民小学校

木崎小学校（木崎本校他3校）では、教師が地主の子を“様”付けて呼ぶなど特別扱いする一方、小作農民の子らは日常的に「差別」「疎外」されていたため、鳥屋浦事件抗議の



農民小学校児童と教師ら
〔新潟市北区郷土博物館提供〕

同盟休校の輪はたちまち広がり、木崎小学校1,221名の児童のうち593名⁸が参加した。

組合では、同盟休校した児童を教育するため、村内6ヵ所で、民家や寺・集会所を借り、リンゴ箱等を机がわりとした農民小学校を開校した。農民小学校の教師には、教師経験のある原素行、野口伝兵衛、黒田松雄（賀川の弟子）らに加え、全国から多くの大学生や文化人などが、無報酬での農民小学校教師を志願して、次々と木崎村に駆けつけた。

農民小学校に対する警察の警戒・弾圧は極めて露骨で、各教室には私服刑事が張り付き、農民小学校の動静・授業内容を監視したが、農民小学校教師団は「画一主義を排して、個性を尊重する」教育方針のもと、これまで公教育から実質的に切り捨てられてきた小作農民の子どもたちと真剣に向き合い、子どもたちは確実に変わっていった。

■無産農民学校協会を設立

木崎村の小作農民たちの闘いに対する支援の輪は文化人にも広がり、5月25日に、大宅壮一ら文化人が農民小学校臨時教師として課

6 川瀬新蔵『木崎村農民運動史』、合田新介編『黎明の日々―木崎争議史』所収、1982年、とき書房。

7 当時の農民運動の高揚は、「講演会の回数は五月十三日以来十二月迄に百回以上に達し九月一日の農民学校落成式の参加人員一万余を筆頭とし一千以上の参加者ありしもの四〇回余に及び一日六、七ヶ所或は連続一三夜何れも翌朝二、三時に及びし事多し」、「弁士は現在社会運動に関係ある総ての人士を網羅せり」（木崎村小作争議70周年記念事業実行委員会『木崎村小作争議70周年記念誌』、1992年、35頁）と伝えられている。

8 人数については諸説有り。本稿においては、合田新介『木崎農民小学校の人びと』（1979年、思想の科学社）を参照した。

外授業を行った。その夜、文化人、争議団本部、農民小学校教師らが協議し、新校舎を建設し無産農民学校を開校する方針を固めた。

無産農民学校は、小学校だけでなく日曜学校、高等農民学校、図書館、研究所等も併設した無産農民のための教育・運動の一大拠点としていく構想であった。その学校長には、賀川が就任することも内定し、大宅たちは帰京後、建設資金の確保に奔走した。

賀川は、『賀川全集』を担保に新潮社から3千円を借り出し、大宅たち文化人は農民小説集等を企画し、その印税を寄付することとした。こうして刊行された『農民小説集』には、芥川龍之介、菊池寛ら計20名の作家が寄稿し、無産農民学校設立への賛意を表した。

6月11日、都内で無産農民学校建設後援会が発足し、賀川が後援会の趣旨説明を行い、現地から上京した三宅正一は、建設計画の概要を説明し参会者の協力を要請した。15日には村内長行寺で無産農民学校協会発会式が開催され、村内外から集まった約3千人で会場周辺は埋め尽くされた。無産農民学校協会会長で無産農民学校校長にも就任予定の賀川は、眼病悪化で出席できず、長文のメッセー

ジで小作農民を激励した。

無産農民学校の校舎は、賀川の依頼で、遠藤新（帝国ホテルを設計したライトの高弟）がライト式校舎（一階96坪・二階12坪）を無償設計し、賀川が派遣した大工、富樫棟梁と武藤棟梁の指揮のもと、組合員130余人を動員しての新校舎建設が始まった。

学校建設計画を争議団の威嚇戦術であるとして、当初はたかを括っていた行政・警察当局であったが、学校予定地に続々と建築用材が運ばれていく様子に慌てふためいた。さらに、争議の当事者である真島桂次郎が北蒲原郡教育会長に就任すると、それに抗議する北蒲原郡各郷の小作人児童3千余名による同盟休校が7月19日から決行され、広く当局関係者に驚愕と動揺をもたらした。危機感を強めた当局は、文部省・県・北蒲原郡教育会と警察が一体となって、あらゆる手段で、無産農民学校開校阻止の挙にでてくることになる。

■無産農民学校上棟式と久平橋事件

「佳き日!! 今日幾多の干渉と弾圧の嵐を破って全国の同志義人が熱誠の応援と血涙にじむ県下同志の捧げし聖なる労働に依って工成れる我等の農民学校の上棟式なのだ」⁶。

7月25日の無産農民学校上棟式では、校舎正門前に一大アーチが立てられ、組合旗と無数の小旗が連なった。開会挨拶、全国の無産



東京日日新聞（大正15年7月17日）
下段右写真：農民学校の先生と弟子（仮校舎にて）



無産農民学校上棟式
〔新潟市北区郷土博物館提供〕

団体50有余からの祝辞・祝電披露等の後、「武藤棟梁の手始めで撒餅が始められ数斗の餅俵は見る見るうちに空になり校舎を十重二十重に取り巻ける万余の大衆が万才の声、天地としん喊した」⁶。

小作農民の、この晴れやかで誇らしい日が、この後一挙に“悲劇の日”へと変わった。上棟式参加者のうち約1千人が同夜松ヶ崎浜村で開催される講演会に参加するべく、地主真島邸近くの^{きゅうへい}久平橋を渡ろうとした時だった。

「俄かに輝く自動車のヘッドライトと無数の警官の懐中電灯瓦斯ランプは一斉に群衆を照らした。乾坤一時に明るくなったかと思うと佩剣のひびき、叱咤の声、戛々たる旗竿の折れる音、続いて起る警官の怒声、婦人子供の叫び声…殺気を帯びたる多数の警官は慌たゞしく群衆の先頭を圧して『解散命令だッ』『帰れ!』『帰れ!』と怒号していた」⁶。

この久平橋事件で、三宅正一、滝沢要平、今井一郎、黒田松雄ら26名が検束され、組合側は有力幹部のほとんどを失うという大打撃を負った。警察当局は、組合側の「真島邸襲撃計画」を主張したが、権力側の計画的な組合運動潰しであることは明白であった。

■無産農民学校の開校と閉校

8月12日、政府は首相官邸で農民学校対策を協議し、政府の責任で解決することを表明、県当局は同盟休校解除に向けて八方手をつくした。激しい組合切り崩し工作で組合脱退者も増え、闘争方針をめぐる組合指導部内の意見対立など、組合内の動揺は広がっていった。

一方、こうした動きとは別に、学校建設工事は着々と進んでいった。9月1日、小作農民待望の無産農民学校の落成式と開校式には、木崎村はもとより近隣各村から、木崎村小作争議で最大の約1万2千人⁹の小作農民

らが集結した。

だが、久平橋事件の打撃は大きかった。長引く闘争による組合員家庭の疲弊も極に達しつつあるなか、無産農民学校絶対阻止をめざす当局の攻勢はますます強まった。9月8日、組合幹部と県知事らとの会談が県庁内で行われ、県当局は「学校を即刻閉鎖しなければ、組合幹部を治安維持法で逮捕する旨申しわたした」⁹。窮地に立たされた組合側はやむなく、①10日までに同盟休校を解除し復校する、②農民学校校舎は、高等農民学校として存続させる、③争議の調停を県知事が行う、との内容で、県当局と妥結することになった。

9月10日、新装なったばかりの校舎で、児童、教師、父母らが参加して無産農民学校閉校式が開かれ、ここに4ヵ月にわたる同盟休校闘争が終結し、木崎農民小学校は消滅した。

長らく続いた法廷闘争は、1930（昭和5）年7月、東京控訴院において調停が行われたが、和解内容は小作農民側のほぼ全面的敗北で、この歴史的な大争議は終結した。

■小作争議と農地改革

訴訟は「小作農民敗北」となったものの、その後県内での小作料減免の流れは広がり、農村内民主化も進んでいった。また、川瀬新蔵が「彼等が『勝利の悲哀』を痛悔するの日も余りに遠き将来でもあるまい」⁶と予言したように、戦後日本は、GHQによる徹底的な農地改革により寄生地主制は完全に消滅、戦後自作農体制が確立していった。

後年、地元放送局が農地改革40周年番組で、「農地解放はアメリカのおかげ」と話してほしいと木崎村の古老に依頼したところ、「農地解放は農民運動の力で実現したと思っているから、米軍のおかげなどとテレビで話すことはできない」ときっぱりと断ったという。

9 大宅壮一『木崎村暴動事件』、『文芸春秋（1955年8月号）』所収、37頁。



木崎村小作争議記念碑
(無産農民学校西入口付近)



「木崎村小作争議記念碑」由来の碑（記念碑横）

3. 「賀川の講演」と「錦の御旗」

龍雲寺での日農夏季大学から32年後、或る農村での講演会に賀川の姿があった。1956(昭和31)年11月、設立されたばかりの新潟県共済連¹⁰の応援に、賀川が駆けつけた。

「上昇機運に乗った共済事業の推進については、この道の先覚者からの強力な応援があった。三条地区の中之島北部農協(吉原静雄組合長)が、賀川豊彦を地元招いて、大講演会を開催した…講演会場に設営された中之島村信条小学校の大運動場には、地元農民はもちろん、南蒲原郡の各農協組合員や、遠く上、中、下越の組合関係者が、続々とつめかけ、会場をうめつくした。…『わが国では全農民の33%がたった3反歩しか持っていない。この貧農階級を助けないというのが、私の胸いっぱいです…』に始まる賀川の講演は…協同組合は人格的結合と連帯のなかで、長期金融の基礎をもつべきだという力強い熱弁であり、この講演会が、創業期の県共済事業の推進に与えた影響は大きかった」¹¹。

賀川は、新潟県のみならず、持病を抱えた超多忙な日程をやり繰りして、30を超える県で講演を行った。共済事業草創期を担った共済連OBらは、次のように回顧している。

「お話の内容は…貧しい農民の生活を変え



農協で講演する賀川

10 新潟県生命共済農業協同組合連合会。1953(昭和28)年全共連県事務所開設、1956年6月県共済連設立(当初は生命共済のみ。1959年の県知事裁定による農業共済団体との合意を経て、建物共済を実施)。

11 新潟県共済連『新潟県JA共済四十年史』、1998年、15頁～16頁。

ていくには、まず協同組合保険をとりいれなさいということでした。そして最後に『日本の農村の再建は生命共済から』というキャッチフレーズを強調されました。聴衆は一人残らず感動しました。…いまでも組合長室に賀川先生の肖像が飾ってあります」。

「賀川先生が日本国中を廻って共済事業の拡大を訴えられると、各地どこでも大きな感動を呼び起し、共済事業に対する基本認識が一変して、どんどん拡っていきましたね」。

「その知名度は抜群で、聴衆は講堂に溢れ、それこそ神様扱いです。…講演会場では丸二時間半、世界各国の例を引き、自分の体験にもとづき、農業、農協の現状を憂い、それを改造するため共済事業が絶対必要であると強く訴えられました。…先生の熱情ほとばしる

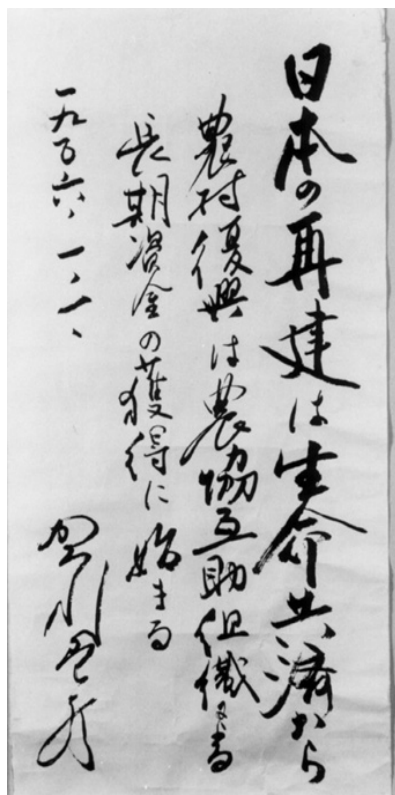
講演にみんな酔いましたね」¹²。

また、黒川泰一が依頼して完成した「賀川の揮毫」は、即座に工芸版で印刷、全国の農協・県共済連に配付され、草創期における共済事業推進の「錦の御旗」となった¹³。

【謝辞】

本稿の木崎村小作争議に関する執筆については、木崎村小作争議記念碑保存会および新潟市北区郷土博物館の皆さまから、現地調査のご案内や情報提供等のご協力をいただきました。特に保存会の阿部紀夫氏からは、様々な資料提供やご教示をいただきました。ご協力をいただいた皆さま方に、心より感謝を申し上げます。

(つづく)



賀川の揮毫

12 『座談会 共済事業の流れをつくった人たち』、『農協共済草創物語』所収、26頁～27頁。

13 鈴木俊彦『山国山梨の梁山泊たち』、『農協共済草創物語』所収、124～125頁。

賀川豊彦と J A 共済の軌跡（第 4 回）

目 次

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 初の全国表彰式 | 4. 賀川の「遺言」 |
| 2. 農協共済の飛躍的事業拡大 | 5. J A 共済の源流をたずねて |
| 3. 各種協同組合共済事業創設と発展 | 6. 賀川豊彦から受け継ぐもの |

1. 初の全国表彰式

■招待された 3 人の「恩人」

全共連は、事業開始当初は建物共済と役職員団体共済のみの実施であったが、北海道・長野県共済連では既に実施していた念願の生命共済を、1952（昭和27）年度から全国的に実施することになった。この生命共済の開始は、農業共済団体と競合しないこともあり、農協共済の普及を著しく促進した。また、1952（昭和27）年10月に三重県で開催された最初の全国農協大会で、「共済事業の実施体制の整備とその全国的普及」などが採択された。こうしたことから、県共済連設立や全共連府県事務所の開設も次第に増え、1953（昭和28）年度末では、全国40都道府県で農協共済事業（うち建物共済実施36県、生命共済実施30県）が実施されることになった。

1953（昭和28）年度は、所得税法上の生命共済掛金控除が生命保険に準じて認められ、生命共済の実施県も増えた。事業実績も順調であったことから、全共連では、1954（昭和29）年6月25日、東京丸の内農林中央金庫講

堂において生命共済を中心とした優績組合の表彰式（昭和28年度生命共済優良組合表彰式）を初めて開催した。1953（昭和28）年度における生命共済新契約総額1千万円以上の挙績組合は160組合に及んだ。

全共連では、この記念すべき第1回目の全国表彰式の来賓に、3人の「農協共済の恩人」を招待した。その3人とは、宮城孝治、有馬頼寧、そして賀川豊彦であった。

宮城孝治は、共栄火災社長として協同組合保険法制化運動や全共連創立に尽力、全共連創立総会では、全共連全面支援の「歴史的祝辞」¹を行い、その言葉どおりの物心両面での支援を惜しまなかった。特に農協系統団体建物保険契約の全共連・各県共済連への全量移譲は、草創期の農協共済事業を経営面から支えた²。

有馬頼寧は、既述の産組による三保険会社買収問題（本連載（第1回）、7頁～8頁参照）を振り返り、次のように挨拶した。

「いままでは共済事業というのが発達して参りませんので、農民はずいぶんのマイナス

1 『農協共済発達史』363頁～364頁、共栄火災『共栄火災海上保険相互会社五十年史』、1993年、183頁～184頁、宮城孝治伝刊行会『宮城孝治 虹の軌跡』、1987年、392頁～393頁。

2 この支援に全共連元常務理事小久保武夫は「巨額の契約を、何の条件もつけずに移譲して下さったご配慮が、文字通りただごとではなかった……宮城社長の決断に、協同組合運動者の真骨頂をみて尊崇の念ひとしおでありました」（『宮城孝治 虹の軌跡』381頁～382頁）と述べている。契約譲渡については、当初共栄火災社内からは強い抵抗もあったが、全共連・県共済連が建物共済契約のうち一定割合を共栄火災に再保険することにより、農協共済事業の急速な発展に伴い共栄火災の事業量も増えるという「共存同栄」関係が生まれた。

をしていたと思う。そういう意味で私は共済事業が発達いたしましたことは、マイナスを減らす大きな効果を持つもので、非常によろこばしいと思います。ことに私は産業組合時代に保険事業について、大失敗をしており苦い経験を舐めております。今日、共済事業がこのように発達し、ことにみなさんのようなよい成績をお上げになった方が沢山でできたということは、往時をかえりみてうたた感慨無量なるものがあるのであります」³。



第1回全国農協大会（1952年10月15日）

■賀川の「エール」

賀川は来賓挨拶で、協同組合保険実現までの苦労を述懐しつつ、農協共済への熱い“思い”を込めた「エール」を送った。

「幸いにこういうかたちで共済農協連ができたのはうれしくてたまらないのです。実際は、今日はみなさんの祝賀会でもあり、保険事業では苦労した有馬さんの祝賀会でもあり（拍手）、私の祝賀会でもある（拍手）。……

農村は死亡率が高い。……農村はだんだん貧乏して、子供がどんどん死んでいっているのです。これからは、どうしても生命共済事業も大いにさかんにして、よい病院を沢山つくって、よい環境をつくって、農村の死亡率を減らすようにしなければいけない。農民の健康を増進しなければいけない。同時にまた、日本は世界一の自然災害の多いところだ。暴風雨がきたならば、すぐに二千億円はとんで

しまう。この災害の防止のためにも共済協同組合をつくらなければならぬ。そもそも大事な点は産業の振興であります。共済事業で集まった資金を活用して、農村の近代化をはからねばなりません。これは結局、永久の農村をつくろうと思ったら、生命共済をやらなければならない、その自覚をもってしっかりとやって頂きたい。……

東北地方は貧乏な農村が多く、農家の子女が身売りをする。みなさんがやっておられる生命共済は、悲しいこの身売りの防止になるのです。……この共済組合運動が身売り防止の運動になる。このほかに道はありません。でなければ日本の憲法は空文になる。……

みなさんがこの共済運動をやってくれるならば、農村から貧乏はなくなるでしょう。世界の協同組合のなかで、保険事業を禁止されていたのは日本だけだったのです。高い税金や肥料代のほかに、保険会社で持ち去っていく現金のために、日本の農村は疲弊していったのです。終戦後やっと認められたこの農業協同組合の共済事業こそは、農民、農業、農村に巨大な力を生むことでしょう。みなさんの健闘を切に祈ります」³。



優績組合表彰式の来賓挨拶で熱弁をふるう賀川豊彦（写真は第3回表彰式（1956年7月13日）のもの）

3 黒川泰一『沙漠に途あり』。

2. 農協共済の飛躍的事業拡大

■金子與重郎と農協法改正

農協共済の事業拡大に伴い、競合する保険・共済団体から、農協共済が農協法の「共済規定」一項のみを根拠として事業をしていることを理由に、「農協共済は、監督機関の監督も受けていないので、早晚つぶれる」等の批判や宣伝攻勢が激しくなっていた。

全共連では、農協共済に関する農協法改正を早急に行い、保険業法や農災法と同等の客観的な国の監督規定を整備することを最優先課題とした。そして、専務理事の山中義教が、農政通の改進黨金子與重郎代議士に協力を要請、農協法改正実現に向けた動きを本格化させた。当時、与野党伯仲の複雑な政治情勢にくわえ農業共済団体関係の議員が与野党に混在するなかで、金子らは農林委員会委員のなかから超党派で農協共済に理解のある議員を個別勧誘し、長野県共済連⁴での視察・勉強会を積み重ねていった。



金子與重郎

こうして1954（昭和29）年4月、第19国会で自由・改進黨・日本自由3党の共同による農協法の一部改正案が、金子ほか16名の議員によって提案された。農協法改正案には与野党で賛否が分かれる農協中央会新設が盛り込まれていたことなどもあり、委員会での議論は紛糾したが、一部修正の上可決、5月22日衆議院本会議で可決された。

一方、参議院での審議は農業共済団体関係の議員からの反論が相次ぎ、混迷を深めた。廃案の危機のなか会期延長で審議日程を確保、衆議院議決法案を一部修正し、「農業共済団体が行う任意共済事業についても、これが健全性を確立するため適切な措置を講ずること」等の付帯決議を付して委員会で可決、6月8日の参議院本会議で可決された。しかし、衆議院の議決内容と異なるため、審議は再び衆議院本会議に移り、翌9日の衆議院本会議で参議院の修正決議は否決された。そして、当初の衆議院議決内容を再び可決し、ここに農協共済の法的整備問題が決着⁵、これにより「農協共済事業開始以来の最大の懸案が基本的に解決され、今日の農協共済事業の基盤が確立された」⁶。

金子與重郎は、重度の胃潰瘍による体調不良のなか、注射や輸血を受けながら連日連夜、委員会質疑応答や議員説得活動に奔走するなど、正に身命を賭して奮闘（法案成立4か月後に病死）した。「農協法改正は氏の尽力のたまものであった。氏は、この激務によって病状を悪化させ、死期さえ早められたが、氏の功績は農協共済事業とともに永遠に銘記されなければならない」⁶と、全共連は年史に記

4 長野県の共済事業実施検討は早く、1950年1月の全指連主催の農協共済事業促進協議会で、既に早期事業実施を表明している。以降、全共連設立とほぼ並行して教育指導連を中心に共済連設立準備を進め、1951年2月に創立総会を開催した。長野県は北海道とともに、農協共済の「先進県」として草創期の農協共済事業を牽引、「各県の相互研修のメッカ」となり、多くの県からの視察研修を受け入れた。

5 改正農協法では、従来の「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」を「共済に関する施設」と包括的な規定に変更し、共済事業の実施組合は出資組合であることや、共済規程の設定と行政庁の承認を受けることなど、保険会社や農業共済団体同様に国の監督を受けて事業を行うことが法認された。

6 全共連『農協共済発達史』。

した。その金子は、早くから賀川に心酔し、賀川が提唱する立体農業を経営にとりいれて忠実に実行するなど、賀川から大きな影響を受けていたという³。

■ボーリング推進の全国展開

懸案の農協法改正による法的整備が実現し、事業実施を阻害する基本的な要因が取り除かれた全共連では、全共連府県事務所を廃止し、早急に府県共済連を設立する方針が進められた。法改正前は14道府県であった共済連は、1955（昭和30）年度末には35道府県に及び、1957（昭和32）年度末までに全都道府県（沖縄を除く）で共済連が設置された。

しかし、事業発足当初の推進方法は、一部の農協役職員が他の業務終了後に戸別訪問をして契約を勧めるという方法が中心であった。1954（昭和29）年度の、宮城県中^{なか}埠^{づね}農協による全戸加入・新契約1億円達成という“偉業”を機に、各地で全戸加入運動が取り組まれてはいたが、契約1件当たりの金額はまだきわめて少額であり、つきあい加入の域を脱することはなかなか容易ではなかった。

そうしたなか、ボーリング推進（集中組織推進）方式という農協ならではのユニークかつ画期的な推進方法が編み出され、1958（昭和33）年10月、全共連に新たに設けられた普及部の主導により全国展開された。これは、農協の持っている大きな組織力を一時点に集中して効率的に発揮する方式で、農協全役職員に加え、農協青年部・婦人部・各部会等の組織や地区内の各協力組織も幅広く結集し、①役員会、②推進協議会・推進大会、③一斉集落座談会、④一斉戸別訪問の手順を短期間かつ集中的に実施して、地区内の共済に対する潜在需要を広く深く掘り起し、早期予約で契約を獲得するという推進方法であり、掘り起し運動ともよばれた。

戸別訪問期間中は、広報車による巡回宣伝、



ボーリング推進（集落座談会）



ボーリング推進（農協事務所前）



ボーリング推進（一斉戸別訪問）



長期共済保有1兆円を達成！東京宝塚劇場で盛大に優績組合表彰式を举行
（1961年6月27日）

有線放送による定時放送、横断幕、懸垂幕、ポスターなどの視聴覚によるPRなど地区全体を共済一色に塗りつぶす活動が行なわれ、全共連・県共済連職員も推進期間中は連日現地に泊まり込み、農協役職員と一体となって推進指導・支援にあたった。

このボーリング推進の全国展開により事業量は飛躍的に拡大、全共連創立10年後の1961（昭和36）年6月には、長期共済保有高1兆円を達成した。

3. 各種協同組合共済事業創設と発展

協同組合保険法制化路線から、農協法「共済規定」による共済事業を“事実”によって支えていく方向への「転進」は、農協共済だけでなく、各種協同組合共済事業の創設・発展を促した。歴史の皮肉か、「『協同組合保険法』の流産が、かえって、『共済という名の保険事業』を生み、新しい日本の社会に定着させ、歴史を刻むことになる……保険業界側にしてみれば、組合保険法を葬ることで組合保険の参入阻止に形式的には成功したけれども、実質的には失敗だった」⁷ことは、現在の共済事業の興隆からも明らかである。

農協共済に続いて共済事業を実施したのは、漁業協同組合（以下、漁協）であった。1948（昭和23）年12月に制定された水産業協同組合法（以下、水協法）は、共済に関する明確な規定はなく、関連規定としては「組合員の福利厚生に関する施設」のみであったが、漁民と漁村のための共済事業実施機運が高まるなかで、議員立法で1950（昭和25）年12月に水協法が改正された。改正水協法第6章2「水産業協同組合共済会」の規定により、1951（昭和26）年1月に全国水産業協同組合共済

会（全水共）が設立され⁸、火災共済を実施した（1955年法改正で養老生命開始）。

1949（昭和24）年6月制定の中小企業等協同組合法（以下、中協法）は、水協法同様に「組合員の福利厚生に関する施設」という規定であったが、水牧茂一郎（北海道商工組合中央会会長）は、この規定で共済事業実施可能と判断し、1952（昭和27）年8月北海道共済商工協同組合（以下、北共商）を設立、火災共済を開始した。事業開始直後、類似保険疑いで大蔵省保険課の現地調査を受けるが、水牧は「共済と保険は違う」との持論を展開して大蔵省の業法違反指摘を回避（大蔵省が北海道共済連に続いて、北共商調査でも「保険業法違反」と断定できなかったのは、当時の保険業法に「保険の定義」が明記されていなかったことが大きい）、1955（昭和30）年には全国共済商工協同組合連合会（全済連）を設立した。そして1957（昭和32）年の中協法一部改正で火災共済協同組合が法認され、1960（昭和35）年4月に全日本火災共済協同組合連合会（日火連）が設立された。

日本生活協同組合連合会（以下、日本生協連）の前身組織である日本協同組合同盟は、その綱領第3項に「我等は労働者、農漁民による自主的金融機関の設立と高度なる協同社会保険の確立を期す」を掲げ、協同組合による保険事業の実現をめざした。また賀川は、生協に保険事業を認めるようGHQとの直接交渉も行ったが、1948（昭和23）年7月制定の消費生活協同組合法（以下、生協法）では信用・保険事業は認められず、「組合員の生活の共済を図る事業」との規定が設けられた。

生協法による共済の範囲は幅広く、A. 労働者共済（全労済等）、B. 地域生協共済、C.

7 坂井幸二郎『共済事業の歴史』。

8 漁協における共済事業の実施が、農協共済のような「単協元受けー連合会再共済」方式でなかったのは、GHQの占領政策による連合会の規模規制があったことによる。このため、漁協等が会員となって全国単一の組織体をつくり、共済事業を行うという共済会方式がとられた。1983年法改正で、全水共は再共済団体として全国共済水産業協同組合連合会（共水連）に改組され、共済の漁協元受けを開始した。

職域生協共済、D. 県民共済（全国生協連）、E. 大学生協共済、F. 日本生協連の共済（コープ共済連）に分類される⁷。その代表的存在である労働者共済は、戦後の労働組合運動の福祉活動のなかで芽生え、育った。その前駆的なものとして、1949（昭和24）年に野田醤油生協が生命共済と火災共済（保険数理にもとづかない相互扶助的な小口共済）を開始し、各方面から注目された。1950（昭和25）年に労働者の福祉事業を担う労働組合福祉対策中央協議会（中央福対協、1949年中央物対協を改組）が結成され（1964年中央労福協に改称）、1954（昭和29）年12月に、大阪福対協が設立した生協組織による全大阪労働者共済生活協同組合（大阪労済）が火災共済を開始した。

大阪に続いて新潟、富山、長野など各地で労済組織による火災共済事業開始が続いたが、新潟・魚津大火などによる経営危機の教訓から、1957（昭和32）年9月に18都道府県労済で全国労働者共済生活協同組合連合会（以下、労済連）が結成された（賀川は労済連顧問に就任）。その後労済連は1964（昭和39）年の埼玉県を最後に全国化（沖縄除く）が完成、1976（昭和51）年略称を全労済へ変更、こくみん共済開始など事業種類を増やし発展した。

こうした協同組合共済事業の広がりに対し、共済事業そのものを否認することは困難と判断した大蔵省は、協同組合保険を小規模に限定して認めた上で厳しく監督していく方向へと転じ、1953（昭和28）年1月に「協同組合の保険事業に関する法律要綱（案）」を関係省庁に提示、国会提出をめざした。これに対し、全共連を中心とした共済事業を行う関係24団体による全国共済団体連合協議会が結成され、直ちに法案に対する反対決議を採択するとともに、広範な反対運動を展開して「協同組合保険法案」の国会提出を阻止した。

4. 賀川の「遺言」

1959（昭和34）年1月、徳島県共済連での講演と教会伝道のため、賀川は持病悪化の体調不良のなか四国に旅立ったが、途上で倒れた。その後療養の甲斐なく1960（昭和35）年4月23日、波瀾に満ちた71年余の生涯を閉じた。全共連月刊誌『農協の共済（昭和35年8月号）』には黒川泰一（当時、全共連参事）の追悼文が掲載され、賀川の「遺言」が紹介された。

「昭和二十三年、東京上北沢の自宅の庭において、武蔵野の初夏の太陽が輝くもとで、賀川先生の伝道生活四十年記念と還暦の感謝祈祷会がひらかれました。集まった二百余名の弟子たちに、『これは私の遺言です』といわれて、十項目ばかりの「遺言」が先生の口からしずかに語られました。その遺言のなかで、日本の協同組合運動の強化とそのなかでも、まだ残されている協同組合保険の実現について、とくに諸君の努力を望むと述べられ、その熱をおびた先生の声は印象的でありました。

『保険というものはその本質上、協同組合化せられるべきものだ。……協同組合がもつ道徳的自粛力と、その非搾取的精神と共愛互助の機構そのものが、保険の根本的精神と一致する。ロッヂデールの兄弟たちによって旗あげした協同組合運動は、ドイツに入って、ライフアイゼンを起たしめた。……世界三十五ヵ国の協同組合は、保険をとり入れることによってはじめて、自由に大空を飛躍する翼をあたえられた。』

先生は……有馬、千石氏らを説きつけて、産業組合をして保険会社買収に踏み切らせ……戦後……金融制度調査会の委員に任命されるや、『協同組合こそ、荒廃した日本を救うものであり、組合に保険をゆるすことがその基礎工事となるのだ』とつよく主張……しかし、……ついに陽の目をみるにいたりませんでし

た。

しかるに、その後成立した農協法をはじめ、各種協同組合法に『共済』として挿入され、先生多年の念願はその実を結びました。

各府県共済連の共済推進には、ずいぶん無理をされながらも、何よりもよろこんで出かけられました。そして、徳島県の推進におもむかれる途中、ついに倒れられてそれが最後となりました。……

全国表彰式にも、あの情熱をもって語られた先生の崇高な姿を、二度と再びわれわれは見るができなくなりました。だが、私どもの心のなかに焼きついた先生の姿とその言葉は、永遠に消えることはないでしょう。



賀川伝道40周年記念感謝祈祷会（於松沢教会）での賀川夫妻

5. J A 共済の源流をたずねて

■「J A 共済の父」としての“存在感”と“温度差”

賀川が種をまき、愛しみ育てた J A 共済をはじめとする日本の協同組合共済事業は、「大空を飛躍する翼をあたえられ」大きく育った。しかし、賀川がめざした共済事業は「もっと深いものがあつた」⁹という。

賀川は、「健康保険や失業保険等社会保険全般に加え、生命保険や損害保険等も『道徳的自粛力とその非搾取的精神とその共愛互助の機構』をもつ協同組合が一体的に運営することで、事業コストは軽減されるうえにモラルリスクも排除される、また生命保険による長期安定資金の獲得で組合経営を安定させるとともに、その資金を、病院・予防医学施設建設等への投資など『生活の根本問題解決』のために幅広く活用することで、人々のリスクは軽減され死亡率は低減、貧困防止と生活向上が図られ、『友愛（兄弟愛）の経済』が実現できると考えた」¹⁰。そして、その「賀川が描く社会構想における保険＝共済の重要性は疑いようのないもの」¹¹であった。

ところが、ここである疑問がある。

一つは、賀川研究や賀川伝記・評伝等における「J A 共済の父」としての“存在感”の問題である。例えば、数ある賀川の伝記・評伝等をみても、そのほとんどに、賀川と消費組合（生協）運動等との関わりについては、何らかの形で記述されているが、協同組合保険、あるいは J A（農協）共済との関わりについて記述されている著作は、驚くほど少ない。ちなみに、筆者がこれまでに読んだ賀川

9 黒川泰一は「賀川先生の言っている共済はもっと深いものがあります。先生は共済の社会組織というものをつくろうとしています。みんな地域共済の網の目の中に入って個人が浮き上らないようにしようという考え方です。」と述懐している（『農協共済草創物語』59頁）。

10 和田武広『賀川豊彦の協同組合保険（共済）思想に学ぶ』、『生活協同組合研究（2017. 9 Vol. 500）』所収、2017年、公益財団法人生活協同組合総合研究所、63頁。

11 伊丹謙太郎『協同組合・共済事業の原点を考える ―賀川豊彦の思いと活動から』、『平成29年度日本共済協会セミナー』講演レジュメ所収、62頁。

の代表的伝記・評伝計15冊のうち、協同組合保険やJ A（農協）共済との関わりについて何らかの形で触れている著作は、わずか3冊（うち2冊は家の光協会刊）のみであった。

もう一つの疑問は、前述の問題と相互に関連している部分もあると思うが、「J A共済の父」とも、「生協の父」ともいわれる賀川の、それぞれの組織内における「事業の父」としての“温度差”の問題である。

例えば、「賀川豊彦 協同組合」のキーワードでネット検索をすると、生協関係のホームページやブログ記事が数多くヒットする。また、筆者が賀川豊彦記念松沢資料館嘱託講師として活動するなかでは、賀川関連の各種研修会・講演会・イベント等への生協関係者の積極的な参加が目を引く。これは、あくまで筆者の個人的見解ではあるが、「J A共済の父」としての組織内への認識度、浸透度については、生協組織との一定の“温度差”を感じざるを得ない。

この“温度差”は、消費組合長や日本生協連会長などを務めた生協組織と、J A組織では全共連顧問のみという組織運営への関り度合いも影響しているとは思いますが、大きな要因の一つとして筆者が考えているのは、「J A共済の父」と「J A共済の源流」が直接リンクしていない、つまり、J A共済は賀川が中心となって展開した戦前の産組時代からの協同組合保険運動がルーツではなく、「農協共済のルーツは北見」¹²という認識が、J A系統組織内では、相当程度に浸透しているという問題である。

このため、北海道・北見での共済事業に直接関わっていない賀川が、実は「J A共済の

父」である、という論理が、どうも、しっかりとかみ合わないということにもつながっているのではないだろうか。実は筆者自身が、賀川とJ A共済の歴史を調べるまでは、そうした違和感・疑問を抱いていた。

「J A共済の源流」を論じることが、「日本の協同組合共済事業の源流」にもつながる。そこで、「J A共済の源流論」について考えてみたい。

■「J A共済の源流論」考

J A共済の源流が北海道・北見であるとする説は、「戦後の新しい農協設立の過程において、共済事業への進出に北海道以外は無関心であった」¹³を主な論拠としている。

筆者は、北海道・北見の共済・保険運動面での先進性、そして、全国に先駆けて共済連を設立し、孤立無援の厳しい状況のなかで農協共済事業の“橋頭保”を築き、全国展開を成功させた北海道共済連の功績に対する評価と敬意の念は全く変わらないが、前述の「北海道・北見源流論」には、次の点で疑問がある。

第1点目は「北海道以外は無関心」という点であるが、北海道の動きとは別に、鹿児島県販売連の木場秀雄が、農協法「共済規定」を根拠とする共済事業を独自に研究・開発し、九州地区において農協共済事業の独自の動きがあった事実や、農林省の「二枚看板方式」方針のもと、北海道共済連設立に続いて数県で共済連設立の動きがあったとする関係者証言等とも矛盾する（本連載（第2回）、13頁～14頁参照）。

さらに、共済連設立の動きが具体化しなか

12 家の光協会編『J A共済 創業期の記録 ―いま、原点をふりかえる』、2012年、全共連、20頁。

13 「農協共済のルーツについては議論のあるところだが、戦前の産業組合運動が多年の悲願であった保険事業への進出を、保険会社買収により実現しようとした運動をルーツとみる見方がある。これについては、もしルーツがそうであるなら、戦後の新しい農協設立の過程において、共済事業への進出に北海道以外は無関心であった事実と矛盾するように思われる。以下に述べるのは、農協共済のルーツの地が北海道・北見であるとする説である」（『北海道共済連五十年史』4頁）。

った他の府県は、共済事業の進出に関心がなかったのではなく、『長野県共済連三十年史』が「農協法『共済規定』による共済事業実施を検討しなかったのは、全指連等の見解・指導によるものであった」旨を記しているように、全指連等「中央」の「共済規定」で実施できるのは見舞金程度までという見解・指導が強い「縛り」となり、具体的な動きに至らなかったものであると考えられる。

第2点目は、戦前からの産組を中心とする協同組合保険運動の歴史・実績と、その影響力についての評価である。

産組時代からの協同組合保険運動と戦後誕生した農協共済事業は、「別ルートかつ非連続」であるとする見方は、これまで本連載でみてきた、協同組合保険運動による産組・農協系統組織、および農村内における保険・共済思想の浸透とその影響力（農業保険組合関係者や農林省官僚等にも影響）、協同組合保険研究会等の農協共済事業への合流と全面協力、産組北海道支会での「経営共済」の実施実績、および共栄火災の設立と農協共済事業への全面支援等についての過小評価につながらないだろうか。

北海道共済連創立時メンバーの横田勝房（北海道共済連元参事）が、共済連OB座談会（『農協共済草創物語』所収）で「私は産業組合運動のなかで協同組合保険的な願望が強かったことが共済事業の真の源流だと考えています。農災（農業共済団体のこと。※著者注）の方が先行し、農災側だけに任意共済事業に対する実施意欲があったとすることは誤りで、農業保険組合や家畜保険組合も含めて広範な農村における協同組合運動としての産業組合活動のなかで、協同組合保険をとり入りたいという願望が強かったと捉えることが正しいと思います。それは賀川先生の運動のなかにも見られますし、保険会社の買収や共栄火災保険会社の設立のなかに現れてきてい

ます」と述べているように、北海道で始まった農協共済は、「産業組合時代からの保険運動の、『共済』という形での結実である」⁷とみるべきではないだろうか。

「相互扶助の思念は、人類にとって殆ど本質的なもの」であり、その協同組合の基本理念でもある相互扶助の精神を、近代的保険技術を取り入れた協同組合保険＝共済によって協同組合運動の核にしようとした、賀川豊彦をはじめとする産業組合関係者による粘り強い運動は、保険業法等を盾とする「厚い壁」に何度も阻まれ、戦後になってもついに陽の目をみることができなかった。

しかし、その思想と情熱、そして協同組合保険実現に向けた強い意志は、「厚い壁」の下で、噴火口をもとめ、マグマのように、煮えたぎっていた。

そこに、戦後、制定された農協法「共済規定」を足がかりとして、「北見の共済」を発端とする農協共済事業が北海道で誕生、この歴史的な「突破口」が開かれたことにより、協同組合保険運動は、大胆かつ、したたかな「戦術転換」を行い、中央と地方の協同組合保険・共済運動を大同団結し全共連を設立、一気に、燎原の火の如く、農協共済運動が全国を席卷することになった、というのがJA共済の源流（＝日本の協同組合共済事業の源流）についての筆者の見解であるが、どうであろうか。

6. 賀川豊彦から受け継ぐもの

2017（平成29）年7月7日、第95回国際協同組合デー記念中央集会（日本協同組合連絡協議会と国際協同組合年記念協同組合全国協議会との共催）が都内で開催された。集会のテーマは、「協同組合はだれも取り残されない社会を実現します～賀川豊彦から持続可能な開発目標（SDGs）へ～」であった。

SDGs（持続可能な開発目標）¹⁴を「ふたこと」でいえば、①世界から貧困をなくすこと、

②「つづかない」世界を「つづく」世界に変える、ということであり、その実践の一つ一つが、協同組合・市民社会の活動に根差している。記念集会では、SDGsの「誰ひとり取り残さない」という精神と賀川思想との共通性に焦点を当て、協同組合の原点としての賀川豊彦から、協同組合の現在、未来を考えようということが議論された。

新自由主義の猛威がもたらした「格差」「貧困」「分断」が深刻な社会問題となるなか、いま、賀川思想と実践に学ぼうとするうごきが広がりつつある。

賀川は、「最高の理念、人格、理想、目的を根底とする」¹⁴協同組合による理想社会の建設をめざした。そして「保険というものは、その本質上どうしても協同組合化せらるべきものである」¹⁵として、協同組合の“核”としての協同組合保険（共済）の実現と発展に奮闘した。その賀川の熱き“思い”から、いま、私たちは何を受け継ぐべきであろうか。

最後に、1982（昭和57）年の出版ではあるが、いまでも示唆に富む著作の一文を紹介して本連載を閉じたい。農民および農協運動の立場から、賀川伝記小説『一粒の麦は死すともー賀川豊彦ー』を執筆した「農民作家」薄井清の同著「あとがき」である。

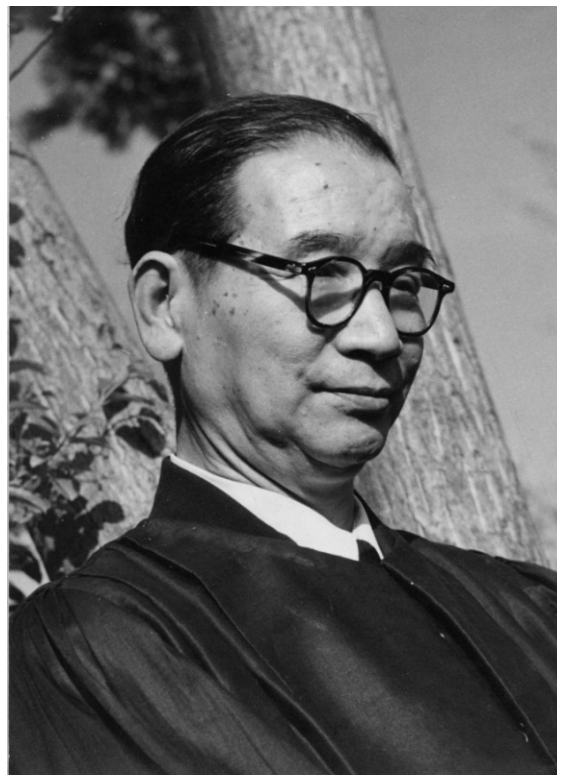
「いま読み返して思うのは、農業協同組合は戦後にマッカーサーからあたえられたものではなくて、賀川豊彦を含めた産業組合運動家たちが、血みどろの戦いの末に勝ちとった組織である、という感慨である。……

いま……農協は一つの岐路に立たされている。賀川豊彦が生きていたら、どのようなアドバイスがあるか興味のあるところだが、それは不可能である。本書に描かれた“農協の父”といえる偉人の生きざまをとおして、農

協運動の原点をさぐり、新たな農協運動展開の糧となればというのが、著者としての、祈りであり、願いである」。



第95回国際協同組合デー記念中央集会



賀川豊彦

14 SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた目標。

15 賀川豊彦『新協同組合要論』、『賀川豊彦全集・第11巻』所収、1963年、キリスト新聞社。

【主要参考文献】

1. 賀川豊彦全集刊行会『賀川豊彦全集』、1963年、キリスト新聞社。
 2. 全共連『農協共済発達史 ―全共連十五周年記念―』、1967年。
 3. 産業組合史刊行会『産業組合発達史』、1965年。
 4. 坂井幸二郎『共済事業の歴史』、2002年、日本共済協会。
 5. 全国共友会『農協共済草創物語 ―熱血の思い出―』、1983年。
 6. 北海道共済連『J A北海道共済連五十年史』、1998年。
 7. 北海道共済連『北海道共済連草創期余話』、1979年。
 8. 黒川泰一『沙漠に途あり』、1975年、家の光協会。
 9. 山中義教『全共連を築くまで』、1981年、毎日新聞社。
 10. 掛川光人『共済精神よ、高まれ ―共済事業と賀川豊彦―』、2005年、全共連。
 11. 和田武広『木崎村小作争議と賀川豊彦』、『雲の柱・No.32』所収、2018年、公益財団法人賀川事業団雲柱社 賀川豊彦記念松沢資料館。
 12. 和田武広『J A共済の源流をたずねて ―賀川豊彦とJ A共済―』、2017年、全共連。
- ※本稿における出典、参考資料等は、上記11、12.で紹介しているものは、原則として省略している。

【写真提供協力】

公益財団法人賀川事業団雲柱社 賀川豊彦
記念松沢資料館
木崎村小作争議記念碑保存会
新潟市北区郷土博物館
共栄火災海上保険株式会社
全国農業協同組合中央会 協同組合図書資料センター
全国共済農業協同組合連合会

(おわり)

賀川豊彦と協同組合運動

1. 賀川豊彦の生涯
2. 賀川豊彦と協同組合運動
3. 賀川豊彦の略歴
4. 賀川豊彦関係資料所蔵施設の紹介

当参考資料は、『共済総研レポート』連載の『賀川豊彦とJA共済の軌跡』の合本化に際して、連載分ではあまり紹介することができなかった賀川豊彦の生涯や協同組合運動全般への貢献およびその協同組合思想について補足説明するため、賀川豊彦記念松沢資料館の事前了解のもと、当資料館が実施している協同組合役職員向け団体研修会の研修テキスト『賀川豊彦の協同組合思想と実践』をベースに、再編集したものです。

1. 賀川豊彦の生涯

賀川豊彦の世界的評価

- 戦前は、海外で最も知られた日本人であり、現代の「三大聖人」として、「ガンジー、シュバイツァー、カガワ」と言われた。
- アメリカのワシントン大聖堂には、賀川豊彦の等身像が安置されており、またロサンゼルスには、カガワ・ストリートもある。
- 戦後、ノーベル文学賞候補に2回、ノーベル平和賞候補に3回！



近代日本を代表する人物として、自信と誇りをもって世界に推挙しうる者を一人あげようと云うことになれば、私は少しもためらうことなく、賀川豊彦の名をあげるであろう。かつての日本に出たことはないし、今後も再生産不可能と思われる人物——、それは賀川豊彦先生である。*大宅壮一『憶々 賀川豊彦先生』

孤独だった幼少期

□賀川豊彦は1888(明治21)年、神戸で海運業を営む賀川純一と、菅生かめの次男として出生。父純一は、徳島の大地主であった賀川家の養子だったが、本妻を地元に残し、母かめとの間に四男一女をもうけた。

□賀川が4歳のとき相次いで両親が病死。賀川は徳島の賀川本家に引き取られ、見知らぬ土地で血のつながらない養母と祖母の養育をうけることになった。

□祖母は幼い賀川を厳しく教育、養母は亡夫の愛人の子である賀川に冷たくあたった。「妾の子」との周囲の陰口など、賀川は孤独な幼少期をおくった。



旧吉野川畦。賀川は幼少期、ここで遊んだ。

・・・孤独ではあったが、阿波の吉野川流域で大きくなったことを私は感謝しています。少年時代のもっとも感受性の強い時代の大部分を私はそこで育った。

＊賀川豊彦『わが村を去る』

2

キリスト教との出会い

□1900(明治33)年、賀川は徳島中学校に入学、英語の勉強のため教会に通った。アメリカ人宣教師のローガン博士とマヤス博士に出会い、二人の気品のある優しい人柄と家庭の暖かさに触れ、次第にキリスト教の教えに惹かれていった。

□その頃、長兄の放蕩で賀川家は破産した。悲嘆にくれる賀川に、マヤスは優しく励ました。限りなく愛を注ぐマヤスとの交流のなかで賀川はキリスト教入信を決心。

□マヤスより洗礼を受け、キリスト教の学校に進学し伝道者を志すという賀川に、面倒をみていた叔父は激怒、縁を切られた。



徳島中学時代。前列右側が賀川

3

“猛勉強”の日々、明治学院時代

□1905(明治38)年、マヤス博士の援助等で明治学院高等部神学予科入学。その猛勉強は有名。図書館の本をすべて読もうと決心したという逸話。だが、苦学生での猛勉強は胸部疾患を患っていた元々病弱な身体を蝕み、発熱・血痰や咳が止まらぬ日々が続く。



明治学院高等部神学予科時代



明治学院大学(建物は図書館)

4

“死線を越えて”スラム街への献身を決意

□1907(明治40)年、神戸神学校に進学。愛知県内伝道中に発熱・喀血。高熱が続き死線を彷徨うが、豊橋教会長尾牧師一家の献身的看護で命をとりとめた。長尾牧師の清貧生活と人間愛は賀川に大きな影響を与えた。

□漁村での9か月の転地療養後、神戸神学校に復学したが、またもや発病、入院・手術を繰り返す。当時の日記には、「絶望」「自殺」が頻出する。

(1/20) 肺病患者排斥運動起こる。家を探すべく命ぜられんとす。
 (1/23) 西洋医者・・・やっぱり全快でないと言うた。自殺がしたい。自殺。
 (1/24) 自殺と忍耐で一日送る。
 (4/11) 哀史だ。哀史だ。狂気か、自殺か。キリスト教など言っても嘘だ。経済の上に何の権威もない。ああ、あくまで圧迫せられた此の子。泣く泣くこの弱き身体を保たんがために。 *当時(明治42年)の日記から

□長くは生きられない身体であると悟った賀川は、残された人生を生活に困っている人々のために尽くしていこうと、1909(明治42)年12月24日、神戸にあった、当時日本最大といわれたスラム街に移り住んだ。

5

想像をはるかに超える悲惨なスラム街の現実①

□賀川が移り住んだスラム街には、職にあぶれて日々の食事にも事欠くどん底生活を余儀なくされていた約2千戸、8千人近くの貧しい人々が住んでいた。

□決死の覚悟で飛び込んだ賀川だったが、スラム街での極貧、病気、犯罪、喧嘩、売買春、賭博などその劣悪な現実には想像をはるかに超える悲惨なものだった。



スラム街の自宅前での賀川



賀川が移り住んだ当時のスラム街

6

想像をはるかに超える悲惨なスラム街の現実②

□スラム街の“惨状”のなかでも、とりわけ「貰い子殺し」（栄養不良で衰弱死することが分かっているが、わずかな謝金目当てで、乳児を養子として引き取ること）の現実には、賀川をうちのめす衝撃を与えた。

□こうした壮絶な現実にはたじろぎながらも、賀川はキリスト教伝道活動のほか、無料給飯、無料宿泊所、病者保護など様々な救貧活動を展開していった。



神戸のスラム街で、近所の子どもたちと

おいしが泣いて。目が醒めて、
おむつを更えて、乳落いて、
椅子にもたれて、涙くる。
男に飽いて、女になつて、
お石を拾ふて、今夜で三晩、
夜昼なしに働いて、
一時ねると、おいしが起こす。
……
お石を抱いて、キッスして、
顔と顔を打合せ、
私の眼から涙汲み、
おいしの眼になすくって……
「あれ、おいしも泣いているよ
あれ神様
おいしも泣いています…」

賀川豊彦『涙の二等分』一部抜粋

7

最大の理解者・ハルとの結婚

□伝道や救貧活動を献身的に行う賀川に次第に共鳴する人も増え、「救霊団」を組織するなど活動の幅を広げていった。そして、最大の理解者となったのが賀川の路傍伝道に共鳴し、ともに生きることを決意した妻ハルであった。

□二人は1913(大正2)年、日本基督教神戸教会で結婚式を挙げた。妻ハルは、結婚後、スラム街の眼病治療の巡回看護で感染、右目が失明状態となったが、その後も変わることなく救貧活動を続けた。



賀川豊彦と妻ハル



子どもたちの世話をするハル

8

アメリカ留学での衝撃の体験

□賀川は、1914(大正3)年から約3年間、アメリカのプリンストン大学・神学校に単身留学し、神学と自然科学を学ぶ。猛勉強で、わずか2年で全課程を修了、神学士の称号を授与される。

□神学校卒業と同時に奨学金が打ち切られたため、職探しでニューヨークへ。ニューヨークとユタ州での二つの体験は、賀川に大きな影響を与えた。

- ・ニューヨークで目撃した縫製工約6万人の整然としたデモ行進。
- ・ユタ州の日本人会書記として、日系とモルモン教徒小作人組合を連帯させ、栽培労賃の賃上げ闘争を起こし勝利をした経験。

□賀川は労働者が団結すれば資本家に対抗できるという体験に、衝撃を受けた。



プリンストン大学で

9

帰国後、「救貧より防貧」の運動へ

□1917(大正6)年に帰国、スラム街の現状が3年前と全く変わっていないことを痛感した賀川は、貧困の根本原因を無くす「救貧より防貧」の運動へと、活動の場が移った。1919年、賀川は鈴木文治らと友愛会関西労働同盟を結成、急速に関西の労働運動指導者へと駆け上がっていった。

□1921年、川崎・三菱造船所大争議を指導、約3万5千人の大規模大衆デモの先頭に立つ。デモ禁止命令下での示威行動で警官隊と衝突、賀川ら労組幹部百数十名が逮捕・拘禁され、戦前最大の大争議は、労組側の惨敗に終わる。

□労働運動の主導権を「直接行動」を主張する急進派が握り、「無抵抗、非暴力」を主張する賀川は激しい非難を浴び、労働運動から退く。



デモの先頭に立つ賀川(右端)

10

農民運動・福音学校と関東大震災救援活動

□小作農民救済のため、杉山元治郎らと1921(大正10)年に日本農民組合を結成し小作争議を指導。農民組合は急速に組織拡大したが、労組同様、次第に左傾化。賀川は農民福音学校を創設し、農村指導者の育成に情熱を注ぐ。

□1923年、関東大震災が発生すると直ちに東京へ。本所地区にテントを張り、被災者救援活動を開始。宗教、医療、保育等セツルメント事業を行った。



農民福音学校で講義する賀川



震災被災者救援活動の拠点となった大テント

11

300冊を超える大量の著作

□賀川は、生涯で300冊を超える大量の著作（児童書、随筆、翻訳書含む）を世に出した。テーマは、宗教、哲学、社会、自然科学まで多岐にわたる。

【文学】

『死線を越えて』（1920年）⇒ 100万部をこえるベストセラー
 『空中征服』（1922年） 『一粒の麦』（1931年）
 『乳と蜜の流るゝ郷』（1935年） 『小説キリスト』（1938年）
 詩集『涙の二等分』（1919年）など

【論文】

『精神運動と社会運動』（1919年）
 『労働者崇拜論』（1919年）
 『自由組合論』（1921年）
 『医療組合論』（1934年）
 『友愛の政治経済学』（英語版1936年）
 『日本協同組合保険論』（1940年）
 『協同組合の理論と実際』（1946年）
 『新協同組合要論』（1947年）など



賀川の著作

12

教育と福祉に注いだ情熱

□日曜学校での歌やおとぎ話、遠足などを通じて、学校に通えないスラムの子どもたちの情操教育を行った。また関東大震災での被災者救援活動では、いち早く保育所を開設するなど、幼児教育や福祉活動に力をいれた。

□講演や著書を通じて子どもの人権を守ることを訴えた。現在も、多くの幼稚園・保育園、福祉施設が賀川精神にもとづいた活動を行っている。



明治43年、子どもたちを連れて明石の海岸に遠足



本所テントの前での保育（光の園）

13

国内外での幅広い伝道活動と平和運動

□イエスの友会を結成し世界平和活動や社会奉仕も行う宗教運動を展開。
「神の国運動」での国内大伝道や、海外でも数多くの伝道活動を行う。

□戦前、賀川の平和思想を危険視する憲兵隊に逮捕されるなど弾圧を受ける。
戦後、直ちに国際平和協会を設立。この運動は世界連邦運動と連動した。



アメリカの教会で講演する賀川



世界連邦運動で講演する賀川

14

2. 賀川豊彦と協同組合運動

協同組合運動への高い評価

□協同組合運動への功績等についての評価は、国内外とも極めて高い。

- ・国際協同組合同盟（ICA）テキスト『国際協同組合運動』での評価
⇒「重要な推進者である賀川豊彦が現れ・・・生協（偉大なコープこうべの前身）、農協、漁協を含む多くの協同組合の設立を助けた」
- ・『レイドロー報告※』でも賀川の見地を紹介
⇒「偉大な日本の指導者であり社会改革者であった賀川は、協同組合運動を『友愛の経済学』（Brotherhood Economics）と呼んだ」
※「ICA協同組合原則」見直し議論の契機となった1980年ICA大会でのレイドロー博士報告
- ・国内では、「JA共済の父」「生協の父」とよばれている。

「JA共済の原点は、JA共済の父といわれる賀川豊彦にあります」

※全国共済農業協同組合連合会『JA共済連の現状2017』

「生協誕生の中心となった人物が“生協の父”といわれる賀川豊彦です」

※日本生活協同組合連合会『生協の社会的取り組み報告書2017』

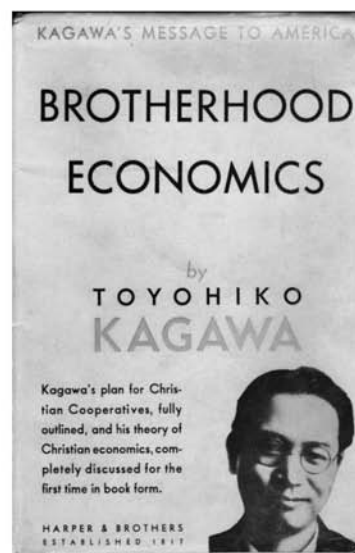
15

賀川の協同組合理論①

□賀川は、資本主義、共産主義に代わる「第三の道」として、「人格」と「兄弟愛（友愛）」の理念に立った各種の協同組合から構成される社会体制をめざした。これは世界全体を協同組合的に再編する壮大な構想だった。

資本主義の問題点⇒資本家による労働者の搾取
共産主義の問題点⇒思想の自由を許さず共産党独裁
協同組合による社会⇒モノではなく人格を第一とし
利潤追求を目的とせず、互助による生活向上を
目的とし、搾取のない計画された経済をめざす

□賀川の協同組合論は大恐慌後の世界経済再建のための指導的理論の一つとなり、米国での講演は、『Brotherhood Economics』（邦題：『友愛の政治経済学』）として17か国語に翻訳、25か国で出版されるなど大きな反響があり、EC（後のEU）創設にも影響したといわれる。



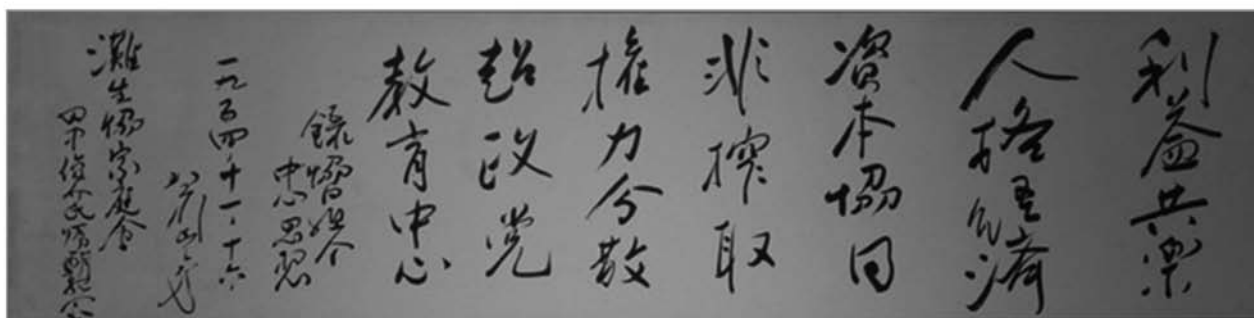
英文版

16

賀川の協同組合理論②

□賀川は、自らの協同組合の中心思想を次のような標語とした。

- ・利益共楽 1人ひとりが利益を分かち合う
- ・人格経済 人間中心の経済社会
- ・資本協同 皆が出資しあい、生活を豊かにする資本として活かす
- ・非搾取 搾取がなくなれば非格差社会が実現する
- ・権力分散 権力を分散し、人権を保障する
- ・超政党 特定政党に偏しない
- ・教育中心 生活者としての意識と知識の向上を図る



賀川豊彦の協同組合中心思想

17

賀川の協同組合理論③

□精神運動としての協同組合

- ・協同組合は単なる機械的な組織ではなくして精神運動である。
- ・協同組合は指導者と組合員のモラルが高ければ高いほど成功する。

もし組合員が利己的であるならば、利益はすべて配当の形で組合員に戻ってくるべきと主張するだろう。他方、組合員が愛他的であるならば、協同組合の収益の一部を社会の利益に向けていく価値を認めるであろう。

＊賀川豊彦『友愛の政治経済学』

□協同組合社会⇒7種類の協同組合で社会を担う（人体での比喻）

- ①生産者協同組合⇒筋肉 ②消費協同組合⇒消化器 ③信用協同組合⇒血行
④販売協同組合⇒呼吸器 ⑤共済協同組合※⇒泌尿器 ※互助会的相互扶助組織
⑥保険協同組合※⇒骨格 ※近代的保険技術による生命保険等 ⑦利用協同組合⇒神経

協同組合は、生産、消費、信用、販売、共済、利用、保険の七組合によって完成されるのである。この協同組合を完成すると共にこの中の、保険による社会保障法が法律によって確立され、相愛扶助の愛の社会を建設せねば個人をも社会をも幸福にすることは出来ない。＊賀川豊彦『新協同組合要論』

18

賀川の協同組合理論④

□協同組合は、生活向上のための保険である

保険というものはその本質上、協同組合化されるべきものだ。歴史的に見ても、保険は友愛的または社会性を帯びた出発をしている。それを途中からその純真な隣人愛的な発生と動機が失われて資本主義化した。協同組合がもつ道徳的自粛力とその非搾取的精神とその共愛互助の機構そのものが保険的精神と一致する。＊賀川豊彦『新協同組合要論』

⇒協同組合の運動全体を生活向上を保証する保険のようなものと考えていた。

□協同組合国家

各種協同組合と労働組合の代表からなる産業議会と社会議会の二つの議院、一つの内閣を構成する。

□協同組合から世界平和が実現

非搾取と計画的な経済に基づく協同組合運動を拡げ、国際化したら、私たちはやがて世界平和を実現することになるであろう。＊賀川豊彦『友愛の政治経済学』

19

賀川の協同組合運動の実践(戦前)

□賀川は、大阪の共益社を皮切りに、現在につながる多くの組合を設立した。

- ・1919年 大阪で有限責任購買組合共益社を設立。
- ・1921年 神戸購買組合、灘購買組合（両組合は現コープこうべ）を設立。
- ・1926年 安部磯雄らと東京学生消費組合を設立。
- ・1927年 関東大震災被災地に江東消費組合、翌年中ノ郷質庫信用組合設立。
- ・1931年 新渡戸稲造らと東京医療利用組合を結成。翌年、病院を開設。
- ・1942年 共栄火災海上保険(株)設立（産業組合による保険会社買収を指導）。



神戸購買組合（後、神戸消費組合に改称）



（左から）中ノ郷質庫信用組合と江東消費組合

20

賀川の協同組合運動の実践(戦後)

□賀川は、戦後いち早く、日本の協同組合運動の再生をめざす活動を展開した。

- ・1945年 日本協同組合同盟設立、賀川は会長に就任。
- ・1945年 大蔵省の金融制度調査会委員に就任、協同組合保険導入を訴える。
- ・1947年 農業協同組合法成立、翌年消費生活協同組合・水産業協同組合法成立。
- ・1951年 全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）設立、賀川は顧問就任。
- ・1951年 日本生活協同組合連合会設立、賀川は初代会長就任。
- ・1957年 全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）設立、賀川は顧問就任。

三十年近く私は日本の協同組合運動の為に
たたかってきた。左翼からも右翼からも激
しい圧迫を受け、愚者の如く組合運動のた
めに努力してきた。終戦後、日本を再建す
る唯一の道が協同組合運動であることを信
じて同志とともに力闘した。

* 賀川豊彦『新日本協同組合要論』

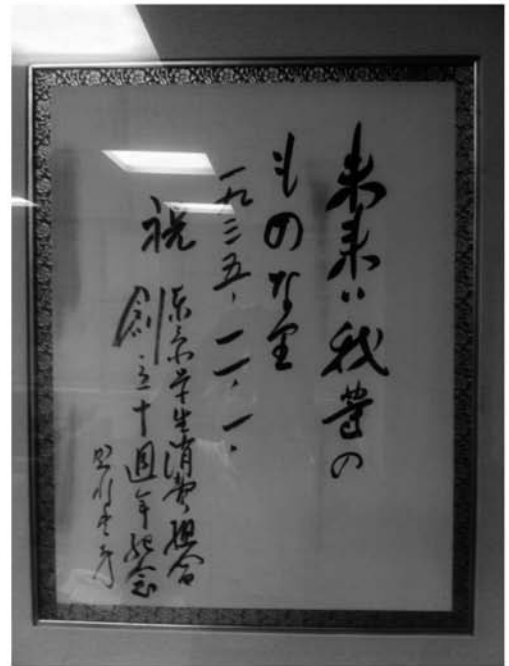


21

最後に、賀川豊彦は

- 1 なにより、人間（人格）を第一に考えた。そして、小さきもの、困っている人々に手を差し伸べた。
- 2 日本の協同組合運動の啓蒙家であり、創設者であり、インキュベーター（協同組合創設の財政的な支援者）でもあった。
- 3 協同組合を助け合いの組織、理想のシステムと考えた。
- 4 協同組合を、平等で平和な世界を作るための細胞と考えていた。
- 5 協同組合の未来を確信していた。

“未来ハ我等のものな里”



賀川の揮毫

22

3. 賀川豊彦の略歴

略歴①

- | | | |
|--------------|-----|---|
| 1888年（明治21年） | 0才 | 7月10日（戸籍では12日）賀川純一と益栄（本名菅生かめ）の次男として神戸に生まれる。 |
| 1893年（明治26年） | 4才 | あいついで両親に死別、徳島に移る。 |
| 1901年（明治34年） | 13才 | 肺結核の診断を受ける。 |
| 1902年（明治35年） | 14才 | 宣教師C. A. ローガン博士に英語を学ぶ。 |
| 1904年（明治37年） | 16才 | 宣教師H・W・マヤス博士より洗礼を受く。 |
| 1905年（明治38年） | 17才 | 徳島中学校を卒業し、明治学院高等部神学予科に入学する。 |
| 1906年（明治39年） | 18才 | 徳島毎日新聞に『世界平和論』を投稿、掲載される。 |
| 1908年（明治41年） | 20才 | 『鳩の真似』（後の『死線を越えて』）の原稿を携えて島崎藤村を訪れる。 |
| 1909年（明治42年） | 21才 | 神戸のスラム街で貧しい人々と一緒に住み、キリスト教伝道、隣保事業を行う。 |
| 1913年（大正2年） | 25才 | 芝ハルと結婚。 |
| 1914年（大正3年） | 26才 | プリンストン神学校へ入学、プリンストン大学で聴講。ハルは横浜の共立女子神学校に入学。 |
| 1916年（大正5年） | 28才 | プリンストン神学校より神学学士号の学位をうける。 |
| 1917年（大正6年） | 29才 | アメリカから帰国し、再び神戸においてキリスト教伝道と社会事業をはじめ。 |

23

略歴②

- 1918年（大正7年） 30才 友愛会に加わって、神戸地区の労働運動に参加し次第に関西一円の指導者となる。
- 1919年（大正8年） 31才 労働運動と並行して消費組合運動をおこし、大阪に購買組合を設立。
- 1920年（大正9年） 32才 小説『死線を越えて』を出版。
- 1921年（大正10年） 33才 川崎造船所、三菱造船所に学働争議がおこり、賀川は参謀として活躍する。神戸購買組合を設立。イエスの友会を結成。
- 1922年（大正11年） 34才 『雲の柱』発刊。財団法人「神戸イエス団」設立。日本農民組合創立。
- 1923年（大正12年） 35才 「イエスの友会」第1回修養会を御殿場東山荘にて開催。関東大震災救援のため東京に移り住み、各種の救援活動を行う。
- 1925年（大正14年） 37才 日本救済協会（日本MTL）生る。イエスの友会全国大会において「百万人救済運動」を開始することを宣言。大阪の労働者街に四貫島セツルメントを創設。
- 1926年（大正15年～昭和1年） 38才 東京学生消費組合を設立。「神の国運動」を開始、西宮に移る。
- 1927年（昭和2年） 39才 西宮瓦木村の自宅で、農民福音学校を開校。東京に江東消費組合を設立。
- 1928年（昭和3年） 40才 東京に中ノ郷質庫信用組合を設立。
- 1929年（昭和4年） 41才 東京市長堀切善次郎より社会局長就任を要請されたが辞退、囑託となる。西宮より東京松沢村に移転。
- 1930年（昭和5年） 42才 御殿場農民福音学校高根学園開設。
- 1931年（昭和6年） 43才 東京医療利用購買組合設立運動を開始する（認可昭和7年）。松沢教会設立、松沢幼稚園を開園。

24

略歴③

- 1933年（昭和8年） 45才 日本協同組合教育協会を設立、協同組合運動者の養成に尽力する。
- 1934年（昭和9年） 46才 東北饑饉救済に「親類運動」を起こし、子女を引取る。
- 1936年（昭和11年） 48才 江東消費組合で栄養食配給を開始。
- 1937年（昭和12年） 49才 『星座かるた』を考案発表。
- 1938年（昭和13年） 50才 財団法人「雲柱社」を設立し、初代理事長となる。
- 1940年（昭和15年） 52才 反戦論の件について渋谷憲兵隊に検挙され、18日間留置される。『雲の柱』廃刊。
- 1941年（昭和16年） 53才 平和使節として、アメリカにおもむき戦争防止のために尽力する。
- 1943年（昭和18年） 55才 反戦思想、社会主義思想の故をもって神戸相生橋警察署に留置される。
- 1945年（昭和20年） 57才 日本基督教団戦時救済委員会委員長として、戦災者の救護にあたる。東久邇内閣の参与になる。『マッカーサー総司令官に寄す』を読売報知に掲載。日本協同組合同盟会長となる。
- 1946年（昭和21年） 58才 食料対策審議会委員となる。また貴族院議員に勅選される。『キリスト新聞』創刊。新日本建設キリスト運動を宣言。
- 1947年（昭和22年） 59才 全国農民組合長に推される。
- 1950年（昭和25年） 62才 欧米伝道に出かける。
- 1952年（昭和27年） 64才 広島市で、世界連邦アジア会議が開かれ、その議長となる。
- 1955年（昭和30年） 67才 ノーベル平和賞候補にあげられる。
- 1958年（昭和33年） 70才 クアラ・ルンブーの国際協同組合同盟東南アジア会議に日本代表として出席。
- 1960年（昭和35年） 71才 4月23日東京上北沢の自宅にて召天。

（賀川豊彦記念松沢資料館ホームページより一部編集のうえ転載）

25

4. 賀川豊彦関係資料所蔵施設の紹介

国内5か所に賀川
豊彦の功績を顕彰
する記念館がある

■賀川豊彦記念松沢資料館

住所：〒156-0057 東京都世田谷区上北沢 3-8-19

TEL：03-3302-2855 FAX：03-3304-3599

Eメール：office@unchusha.com URL：https://zaidan.unchusha.com/

◇開館日：火～土曜日（祝日も開館） 開館時間：10:00～16:30（入館は16:00まで）

◇入館料：一般300円 小・中・高校生・障がい者200円 シニア（65歳以上）200円

■鳴門市賀川豊彦記念館

住所：〒779-0225 徳島県鳴門市大麻町桧字東山田50-2

TEL：088-689-5050 FAX：088-676-3808 URL：https://www.kagawakan.com/

■コープこうべ協同学苑史料館

住所：〒673-0592 兵庫県三木市志染町青山7-1-4

TEL：0794-85-5500 FAX：0794-85-5528

URL：http://www.kobe.coop.or.jp/kouza/kyodogakuen/historical/index.html

■社会福祉法人 イエス団 賀川記念館

住所：〒651-0076 兵庫県神戸市中央区吾妻通5-2-20

TEL：078-221-3627 FAX：078-221-0810 URL：https://www.core100.net/

■一般財団法人 本所賀川記念館

住所：〒130-0005 東京都墨田区東駒形4-6-2 TEL：03-3622-7811

FAX：03-3622-7812 URL：http://honjo-kagawakinenkan.c.ooco.jp/index.html

26

【写真提供協力：公益財団法人賀川事業団雲柱社 賀川豊彦記念松沢資料館】

【著者略歴】

1953年愛媛県生まれ。

1976年明治大学文学部卒業後、愛媛県共済農協連（現JA共済連愛媛県本部）に入会。

2003年JA共済連全国本部に異動、普及部LA支援室長、東日本引受センター長等。

2010年JA共済損害調査株式会社常勤監査役に就任（JA共済連を退職）、2013年9月退任。

2013年JA共済連全国本部内部監査役（嘱託職員）。2015年3月退職。

現在、賀川豊彦記念松沢資料館嘱託講師、賀川豊彦学会・賀川豊彦松沢フォーラム会員。

【著書・論考】

『JA共済の源流をたずねて－賀川豊彦とJA共済－』（2017年、全共連）

『賀川豊彦とJA共済の軌跡』（JA共済総合研究所『共済総研レポート』No.152～No.155）

『賀川豊彦の協同組合保険（共済）思想に学ぶ』（生協総合研究所『生活協同組合研究』No.500）

『木崎村小作争議と賀川豊彦』（賀川豊彦記念松沢資料館『雲の柱』No.32）

賀川豊彦と J A 共済の軌跡

平成30年 3 月23日 発行

著 者 和田 武広

発 行 者 永吉 直人

編 集 者 小室 文昭

発 行 所 一般社団法人 J A 共済総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号

J A 共済ビル 5 階

電話 03 (3262) 9684 (代表)

URL <http://www.jkri.or.jp/>

©JA Kyosai Research Institute 2018 (禁無断転載複写)

印刷・製本 石山印刷株式会社

ISBN 978-4-9907977-7-5

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

